

平成16年度

包括外部監査の結果報告書

補助金等に関する事務執行状況について

奈良市包括外部監査人

公認会計士 西 育良

目 次

第1. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由	1
4. 外部監査の方法(監査の要点および主な監査手続)	2
5. 監査対象	3
6. 外部監査の実施期間	5
7. 外部監査人補助者の資格と人数	5
8. 利害関係	5
第2. 補助金等の概要	6
1. 補助金の意義と役割	6
2. 負担金および交付金について	6
3. 補助金制度の課題・問題点	7
4. 奈良市における補助金等の状況	8
5. 補助金等の業務の流れ	13
第3. 監査の結果および意見(全般事項)	14
1. 補助金等を交付する際に依るべき基準の整備	14
2. 課長等の責務	17
3. 交付決定および審査の厳格化	18
4. 補助金等の審査体制の整備	22
5. 部署間や奈良県との連携	22
6. 積極的な情報公開	23
7. アンケートの集計結果	24
第4. 監査の結果および意見(個別事項)	25
1. 奈良県市長会負担金(秘書課)	26
2. 国際交流協会補助金(国際交流室)	27
3. 職員福利厚生補助金(人事課)	29
4. (財)奈良市文化振興センター(奈良市美術館)運営補助金(文化振興課)	32
5. 救急医療施設・設備整備費補助金(衛生課)	34
6. 奈良市公衆浴場設備改善事業補助金(衛生課)	35
7. 奈良市同和対策活動事業補助金(人権・同和施策課)	36
8. 女性団体運営補助金(男女共同参画課)	38
9. 奈良市社会福祉協議会補助金(福祉総務課)	39
10. 奈良県教誨事業後援会補助金(福祉総務課)	40
11. 奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金(障がい福祉課)	42
12. 少額補助金の総合的な見直しについて(意見)(障がい福祉課)	47
13. 複数補助金等についての手続き上の不備(監査の結果)(障がい福祉課)	47
14. 万年青年農園事業補助金(高齢福祉課)	48
15. 万年青年クラブ等活動補助金(高齢福祉課)	49

16. 奈良市社会福祉施設等施設・設備整備費補助金(保育課)	50
17. 奈良市解放保育研究会運営補助金(保育課)	51
18. 公衆浴場生活衛生同業者組合補助金(生活衛生課)	53
19. 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金(保健予防課)	54
20. 原爆被害者の会奈良支部運営補助金・事業補助金(保健予防課)	55
21. 事業推進および環境保全対策助成金(米谷町)(土地改良清美事務所)	57
22. (社)奈良市観光協会補助金(観光課)	58
23. 平城遷都祭実行委員会負担金(観光課)	60
24. 柳生観光協会補助金(観光課)	61
25. 奈良の鹿保護育成補助金(観光課)	62
26. なら観光ボランティアガイドの会補助金(観光課)	63
27. (財)奈良市勤労者福祉サービスセンター運営補助金(商工労政課)	64
28. (社)奈良市商店街振興会事業補助金(商工労政課)	68
29. 奈良市退職者協議会補助金(商工労政課)	70
30. 奈良県貸金業協会奈良支部事業補助金(商工労政課)	71
31. 原水爆禁止奈良市協議会補助金(商工労政課)	71
32. 鹿害防止対策事業補助金(農林課)	72
33. 大和高原国営農用地開発事業負担金(農林課)	74
34. 森林総合保育事業補助金(農林課)	75
35. まちづくり支援活動補助金(都市計画課)	77
36. 私立幼稚園運営費補助金(教育総務課)	79
37. 奈良朝鮮初中級学校私学振興費補助金(教育総務課)	81
38. 幼稚園就園奨励費補助金(学務課)	82
39. 奈良市教育協議会補助金(学校教育課)	83
40. 指定文化財補助金(文化財課)	84
41. 奈良市体育協会加盟団体等への運営補助金(体育課)	84
42. 手続き上の不備について(監査の結果)(体育課)	86
43. 政務調査費(議会事務局)	87

包括外部監査の結果報告書

第1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 外部監査の対象

補助金等に関する事務執行状況について

(2) 監査対象期間

原則として平成15年度(必要に応じて、過年度および平成16年度についても対象とした。)

3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

奈良市は、各種団体等に対して多額の補助金を支出しており、平成15年度一般会計歳出決算における負担金、補助金及び交付金は46億円であり、一般会計の歳出決算額1,049億円に占める割合は4.4%となっている。さらに、特別会計を含めると負担金、補助金及び交付金は431億円となる。奈良市の財政状況が景気の低迷等を背景に厳しい状況にあり、今後も市税等歳入の伸び悩みが予測され三位一体改革が推進される中では、補助金の財政事務の執行が適正に行われているかを監査することは重要であると判断した。

4. 外部監査の方法(監査の要点および主な監査手続)

(1) 補助金等が公益上必要と認められるものだけを対象としているか

地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とあり、それに基づいて補助金等の交付が行われる必要がある。また、交付に際しては、「奈良市補助金等交付規則」に準拠して交付にかかる手続きを遂行することが必要である。

(2) 申請者からの申請手続の検証

申請者の資格、補助対象となる事業について、交付申請書の添付書類である事業計画書や決算書等により十分に審査されているか、さらに、補助対象経費が明確か、使途基準が明らかになっているか等について関係書類の閲覧や質問によって検証を行った。

(3) 補助事業等の検証

補助金等が公正、かつ、効率的に使用されているか、奈良市が意図する目的にしたがって補助事業者等が事業を行っているか、事業を行った結果収支決算書が適正に作成され会計帳簿や証憑等が整備されているか、実績報告書の添付書類は十分で、適時に奈良市に提出されているか、などについて関係書類の閲覧や質問等によって検証を行った。

(4) 補助事業者等の管理・監督の検証

事業終了時、必要と認めた場合実地検査を行っているか、写真等その記録を残しているか、補助事業者等の財産維持管理・処分にかかる手続規定は整備され運用されているか、必要に応じて会計帳簿や証憑等の提出を求めているか等について関係書類の閲覧や質問によって検証を行った。なお、所管課が補助事業者等の会計帳簿や証憑等を保管していない場合には、必要により補助事業者等にそれらの提出を求めた。

(5) 「調査票」の配布

すべての補助金(負担金、交付金は除く)について、監査人が作成した調査票(アンケート)の作成・提出を所管課に求め、補助金等や補助事業等の概要把握に努めた。また、その調査結果の集計、分析を行うとともに、所管課へのヒアリング時に利用した。

5. 監査対象

今回の監査にあたって、負担金、交付金についても補助金と同様に考え、必要に応じて監査の対象としている。よって、この報告書では「補助金等」と表示しているものの「等」に負担金、交付金が含まれるものとして記載している。

(1) 抽出基準

平成 15 年度に交付された補助金等から以下のものを抽出して監査を実施した。ただし、以下に掲げる補助金等のなかで過年度に包括外部監査の対象とした事業にかかるものについては必要に応じて除いた。

- A) 総額が 25 百万円以上の補助金等
- B) 補助金等に複数の補助事業者等がある場合、1 件 5 百万円以上の補助対象先
- C) 委託費と負担金・補助金の関係を明らかにするために、委託費を支払っている外郭団体にかかる補助金等
- D) 奈良市単独の補助事業等のうち、20 年以上継続して拠出している補助金等
- E) 質的に重要と考えた少額の補助金等
- F) その他、監査人が必要と認めた補助金等

(2) 抽出結果

平成 15 年度に交付された補助金等からサンプルを抽出した結果、以下のとおり合計で 172 件、61 億円を監査対象とした。「3.特定の事件(テーマ)を選定した理由」に記載のとおり、特別会計を含めた補助金等の歳出決算額は 431 億円であるが、そのうち監査の対象に馴染まない国民健康保険と介護保険の交付金がそれぞれ 235 億円、125 億円あり、それらを差し引けば 71 億円となる。よって 61 億円の実質的な母集団は 71 億円となり、約 86%を監査範囲とした。

(単位:千円)

担当部課		件数	H15年度 補助金額
総務部	秘書課	1	15,106
	国際交流室	1	2,821
	人事課	1	64,377
企画部	交通政策課	3	279,063
	合併対策室	1	8,917
市民生活部	地域振興課	3	71,451
	文化振興課	4	3,609
	人権・同和施策課	2	11,587
	衛生課	3	23,948
	男女共同参画課	4	2,830
保健福祉部	福祉総務課	14	195,263
	障がい福祉課	15	612,652
	高齢福祉課	4	161,695
	児童課	3	3,063
	保育課	5	165,763
	介護保険課	6	222,220
	生活衛生課	1	1,500
	保健予防課	3	44,160
環境清美部	土地改良清美事務所	1	0
経済部	観光課	7	169,187
	商工労政課	21	260,486
	農林課	15	847,741
都市計画部	都市計画課	1	300
	JR奈良駅周辺開発事務所	1	34,510
都市整備部	下水道管理課	2	2,349,746
	下水道建設課	2	99,490
西部出張所	庶務課	1	21,031
教育総務部	教育総務課	2	47,459
	学務課	4	56,600
	学校教育課	2	2,000
社会教育部	社会教育課	4	256,182
	文化財課	2	43,537
	体育課	20	7,590
議会事務局		13	33,782
合計		172	6,119,666

6. 外部監査の実施期間

平成 16 年 6 月 21 日から平成 17 年 3 月 10 日まで

7. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 4 名

弁護士 1 名

その他 2 名

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 補助金等の概要

1. 補助金の意義と役割

補助金とは、国から地方自治体・民間団体等に対し、もしくは地方自治体から他の地方自治体・民間団体等に対し、各種行政上の目的を持って交付される現金的給付のことである。後者のように地方自治体が補助金を交付する際の根拠は、地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」ことであり、補助金は公益上の必要という政策的判断で特定の事業に対して支援するものといえる。

よって、各地方自治体が置かれている環境や課題に応じて、自治体が交付する補助金は多種多様となる。たとえば、市民団体の活動を支援するもの、市民の経済的負担を軽減するためのもの、福祉や教育といった基礎的なサービスの水準を高めるためのものなど、さまざまな目的の補助金が存在する。補助の対象も、市が出資している団体や学校法人や社会福祉法人、営利企業・事業者、市民団体、市民個人と多様である。また、市町村が独自に制度化、交付している補助金もあれば、国や都道府県の補助制度に基づいて市が交付しているものもある。

2. 負担金および交付金について

補助金同様、地方自治体が支出する経費で歳出予算にかかる節「19 負担金、補助及び交付金」から支出されるものに、負担金と交付金がある。

「負担金」は、地方公共団体が当該事業等につき、一定の義務あるいは責任があるため、その程度に応じて相当の反対給付を受けないで支出する経費をいう。法令に基づく国民健康保険や条例に基づく一部事務組合への負担金のほかに、任意加入の協議会等への負担金がある。

「交付金」は、団体等に地方公共団体の事務を委託している場合、当該事務処理の報償として支出するものであり、委託料が法令の規定または私法上の契約による行政執行上の委託に対するものであるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付される点に違いがある。

3. 補助金制度の課題・問題点

バブル崩壊以降の財政状況の悪化を受けて、地方自治体では事務や事業の見直しによる財政支出の抑制の取組みが盛んに行われ、補助金等については、とりわけ重要な見直し項目として掲げられている。その中で現行の補助金制度には、一般的に以下に掲げる課題があるとされている。

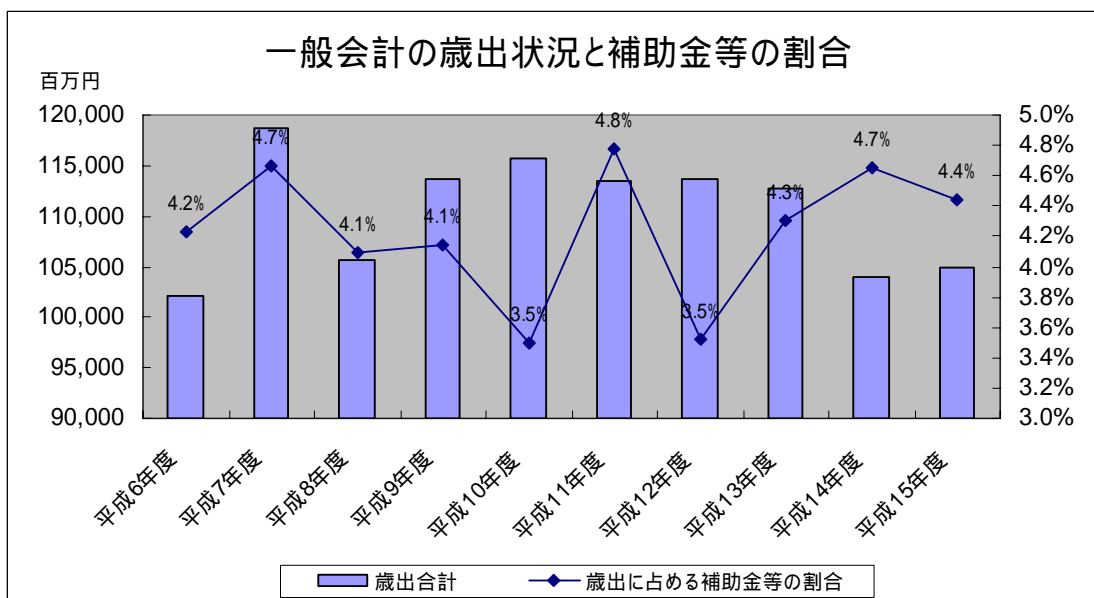
- 同じような目的をもつ異なる補助金等をいくつかの課で所管する場合、市民・団体のニーズに合った補助金等の所管課がわかりにくい。
- 交付先が限定されたり特定の対象に固定化され、既得権化している恐れがある。
- 補助金等の支出が妥当か否かの判断に当たっての明確な基準がなく、支出根拠が曖昧になっている補助金等がある。
- 制度化されて長期間が経過した補助金等は、当初の目的意識が薄れ、前例踏襲で支出されていることも多い。
- 交付の効果を測定しにくいという面はあるが、ほとんどの補助金等に効果の測定基準がない。また、効果を測定しなければならないという認識も薄く、渡し切りになっている場合がある。
- 補助金の申請受付から実績報告、審査までひとつの課で担当しており、補助金額が妥当か否かなどのチェック機能が不足している。
- 補助金の用途や効果について、主要な施策の成果説明等で情報公開が進んでいない。
- 交付を受けた団体等が運営や事業展開にあたり補助金等に依存しがちになる。
- 時代の変化に伴い随時見直しを行うべきであるが、一度補助事業として制度化されるとその内容や対象、補助期間について見直されないまま交付が継続される一方で、環境変化に応じた新たな補助金制度の導入が検討されていない。

上記のように、補助金制度については一般的にもさまざまな課題が指摘されている。次に、奈良市の補助金等の概要を記載する。

4. 奈良市における補助金等の状況

(1) 歳出に占める補助金等の割合と款別推移

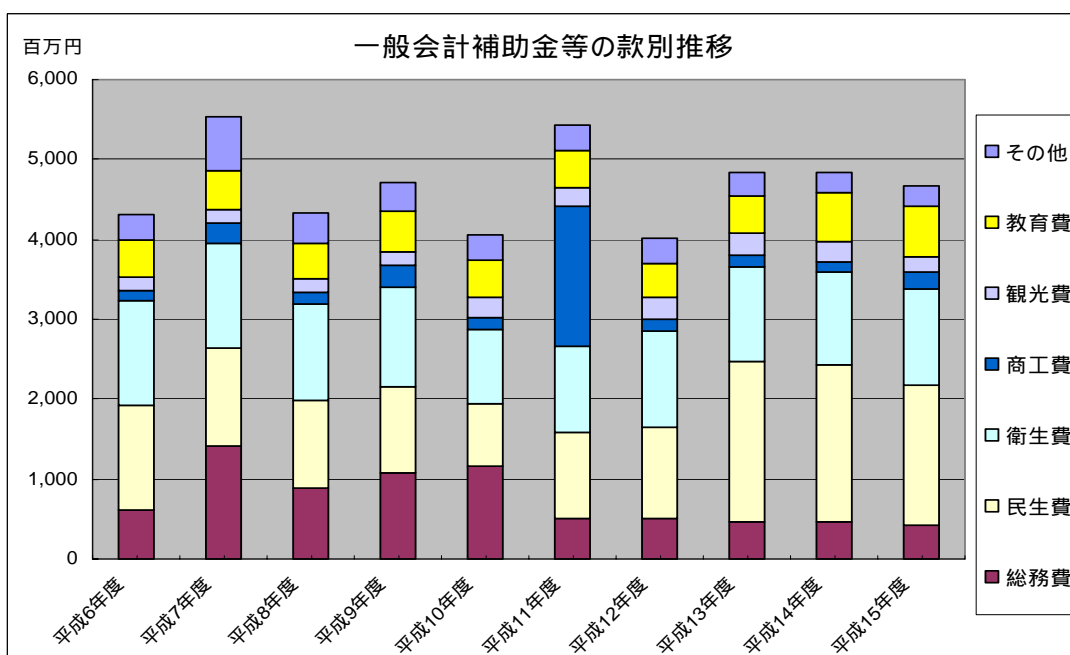
過去 10 年間の一般会計の歳出状況とこれに占める補助金等の割合は以下のとおりである。



(出所: 財政課資料)

過去 10 年間の歳出に占める補助金等の割合はまちまちとなっているが、3.5%から 4.8%の間で推移していることがわかる。平成 14 年度には歳出額が減少したことから補助金等の割合は 4.7%に増加しているものの、平成 15 年度には 4.4%に減少した。

次に、一般会計の款別の補助金等の推移を 10 年間比較した。



(出所: 財政課資料)

「一般会計補助金等の款別推移」をみると、平成 7 年度は総務費、平成 11 年度は商工費関係の補助金等が多かったため、歳出額に占める補助金等の割合が高くなっていることがわかる。また、平成 15 年度の割合をみると、社会福祉法人・民間保育所に対する運営補助金、施設整備補助金が含まれる民生費、水道事業への補助金が含まれる衛生費の 2 つで全体の 63.3%を占めている。平成 13 年度から民生費が増加しているが、これは社会福祉施設等の施設整備にかかる補助金等が増加していることによる。なお、平成 14 年度に中核市に移行したが、これが補助金に与える影響はそれほど大きくないといえる。

(2) 調査票(アンケート)による補助金等の分析結果

今回の監査において、所管課に対して調査票に基づくアンケートを実施した。アンケート項目は以下のとおりである。

【基本事項】

根拠法令、根拠条例・規則、交付要綱、交付先名、交付先の区分(8 区分)、補助金の性質(運営補助、事業補助、施設整備、その他)、国県の制度関連か単市か、補助開始年度、補助終了予定年度、国県等からの補助金額、補助対象事業費合計額(平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 ヶ年)、補助対象経費合計額(同 3 ヶ年)、補助金額推移(同 3 ヶ年)

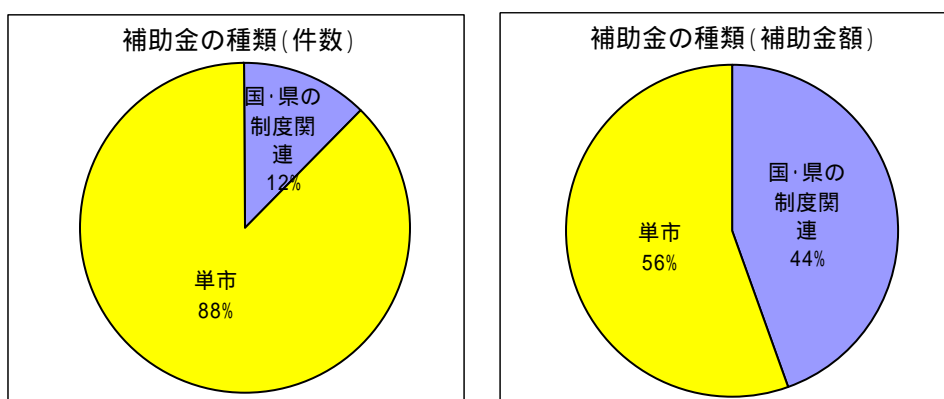
【質問事項】

要綱関係で 6 問、補助金交付手続で 7 問、補助効果で 1 問、その他 3 問の合計 17 問について「はい」、「いいえ」、「判断根拠」について調査を行った。なお、調査に係る質問事項と調査結果集計は「第 3 . 監査の結果および意見(全般事項) 7 . アンケートの集計結果」に記載している。

以下は、アンケートに基づいて補助金等の集計、分析を行った結果をまとめたものである。なお、調査を行った補助事業等は 305 事業であり、補助金等の金額は合計で 4,189,186 千円である。分析を行うにあたって、合計金額が合わないものもあるが、これは、アンケート項目によっては回答が得られなかった補助事業等があるためである。

国・県の制度関連と奈良市単独補助金の割合

国・県の制度に関連して奈良市も拠出している補助金等と、奈良市が独自で交付している補助金等の割合は以下のとおりである。以下のグラフのように、件数で見れば奈良市単独が88%になるものの、補助金額で見れば奈良市単独が56%となる。これは、奈良市単独補助金等は少額のものが多いことが主因である。



補助金の交付先別の分布

補助金の交付先別の分布は以下のとおりである。「1.公営企業(法適・非適含む)」と「4.市が出資していない財団、社団、学校法人、社会福祉法人」に対する補助金額が多くなっており、その2つだけで62%となっている。特に、公営企業に対する補助金額は平均額が174百万円と多額になっていることがわかる。

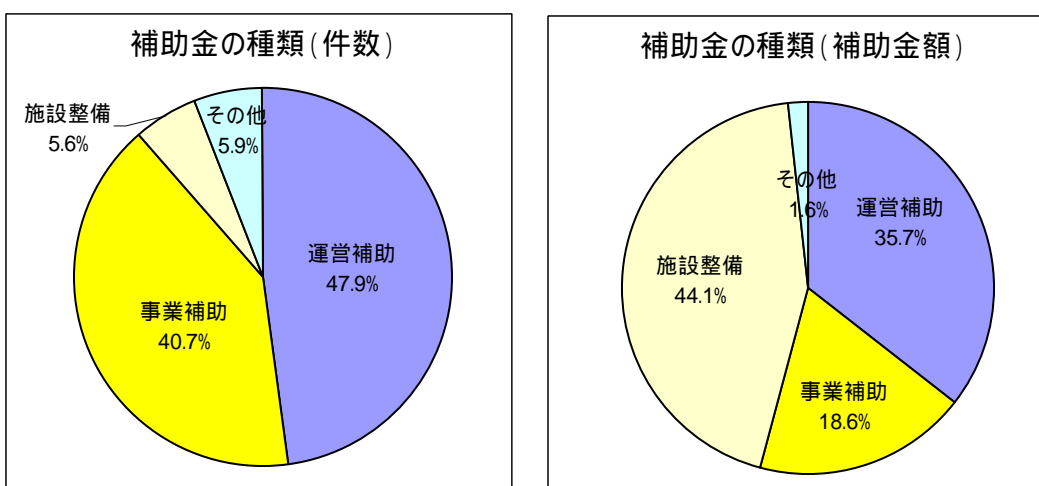
(単位:千円)

交付先別の区分	件数		補助金額		平均額
1.公営企業(法適・非適含む)	6	2%	1,047,944	25%	174,657
2.市が出資している団体(出資額50%超)	11	4%	410,080	10%	37,280
3.市が出資している団体(出資額50%以下)	4	1%	313,180	7%	78,295
4.市が出資していない財団、社団、学校法人、社会福祉法人	34	11%	1,556,562	37%	45,781
5.営利企業・事業者	14	4%	58,645	1%	4,189
6.業者団体	15	5%	36,431	1%	2,429
7.その他団体	205	65%	725,546	17%	3,539
8.個人	15	5%	38,298	1%	2,553
合計	304	97%	4,186,686	100%	13,772

補助金の目的別分布

補助金をどのような目的で支出しているかを区分するため、補助事業者等の施設等の運営を補助するための「運営補助」、何らかの事業を実施するための「事業補助」、施設建設や設備購入等のための「施設整備」補助、および「その他」の4分類した。その集計結果が以下のグラフである。

件数割合は運営補助が最も大きく半数近くを占め、次いで事業補助となっている。しかし、施設整備は1件当たり補助金が多額なため、件数割合は小さいものの補助金額割合は最も大きくなっていることがわかる。

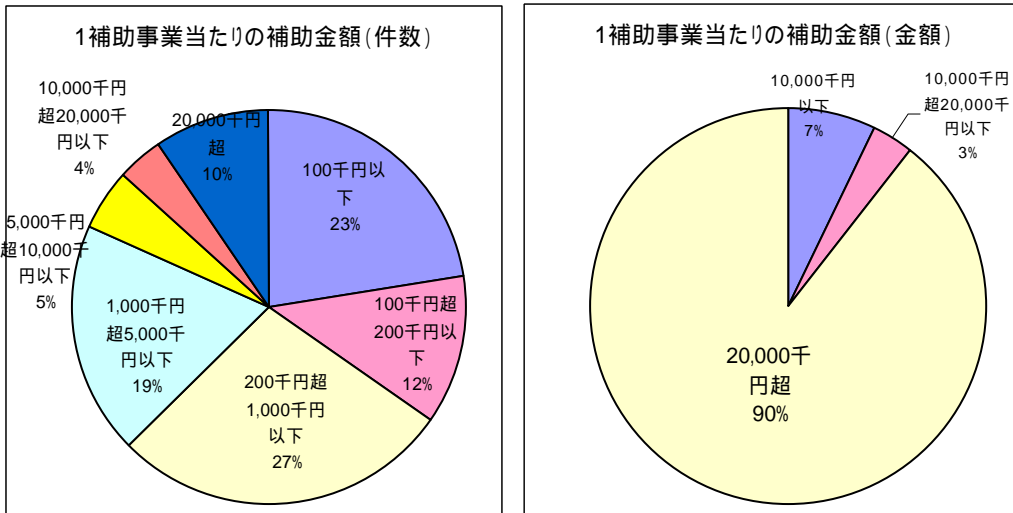


補助金1件当たりの補助金額の分布

補助金1件当たりの補助金額の分布は以下のとおりである。

(単位:千円)

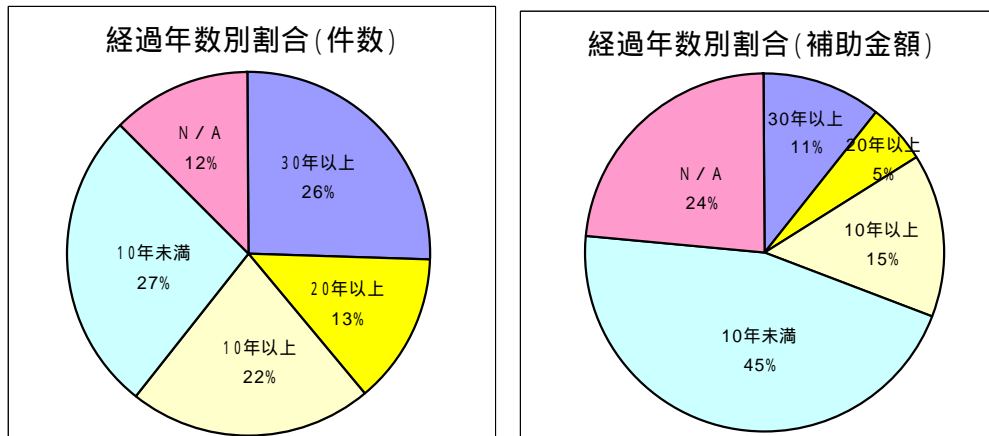
分析した階層	件数	金額
100千円以下	69	4,828
100千円超200千円以下	37	5,334
200千円超1,000千円以下	85	36,229
1,000千円超5,000千円以下	58	131,360
5,000千円超10,000千円以下	15	120,840
10,000千円超20,000千円以下	12	144,085
20,000千円超	29	3,746,510
総合計	305	4,189,186



1,000 千円以下の補助事業の件数割合は 62%にもなり、少額の補助金が多いことがわかる。しかしながら、補助金額でみると 20,000 千円を超える団体等に対する補助金等の合計額は 90%になることがわかる。

経過年数別の分析

補助金の経過年数別割合は以下のとおりである。



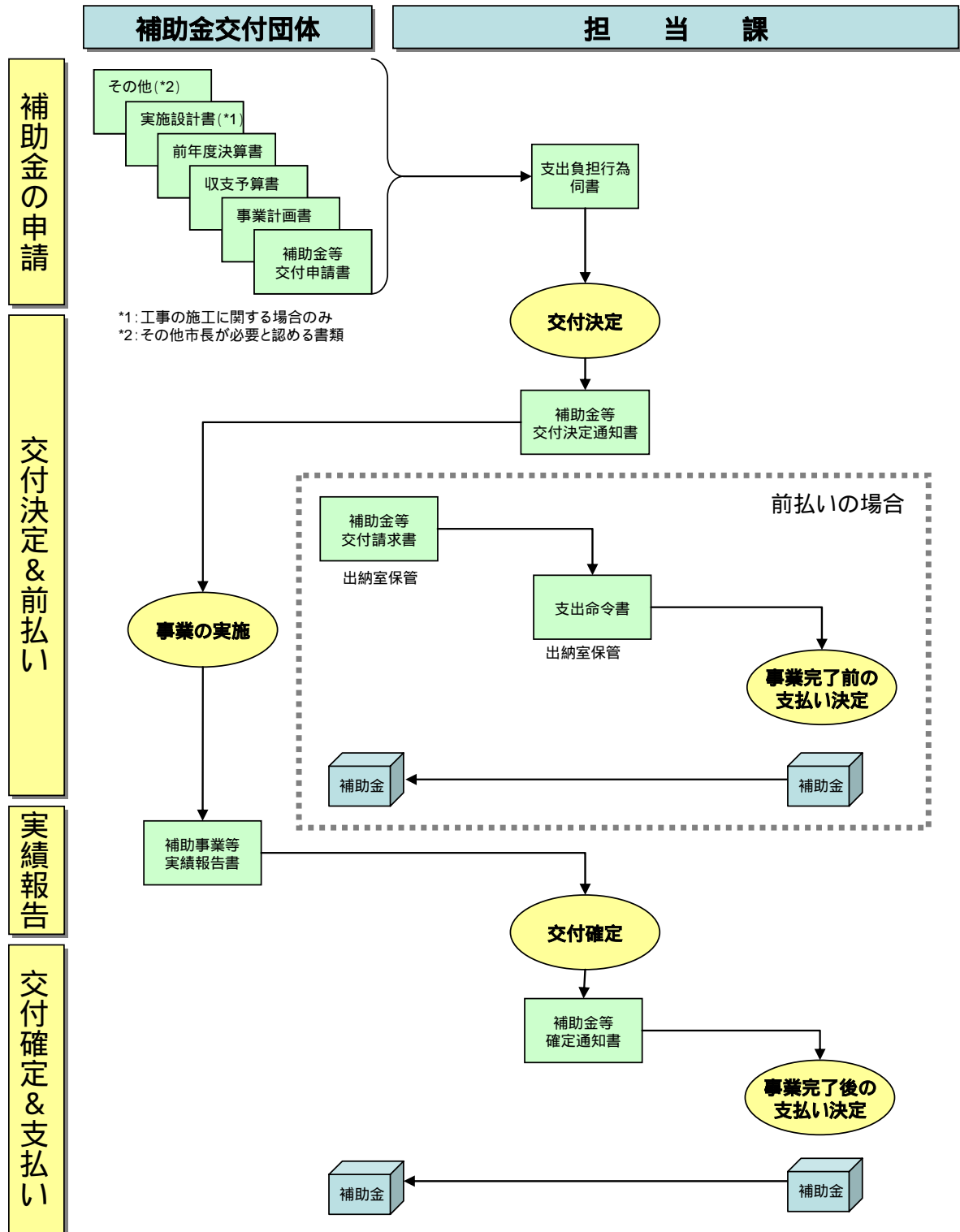
(注)N/A:経過年数が不明なもの

30 年以上経過している補助金の件数割合は 26%、20 年以上 30 年未満は 13%となっている。しかし、補助金額の割合であれば 30 年以上が 11%、20 年以上が 5%となり、少額な補助金ほど経過年数が多くなっていることがわかる。

5. 補助金等の業務の流れ

「奈良市補助金等交付規則」では以下のように手続きが規定され補助金が交付されている。

補助金等に関するフロー



第3. 監査の結果および意見（全般事項）

1. 補助金等を交付する際に依るべき基準の整備

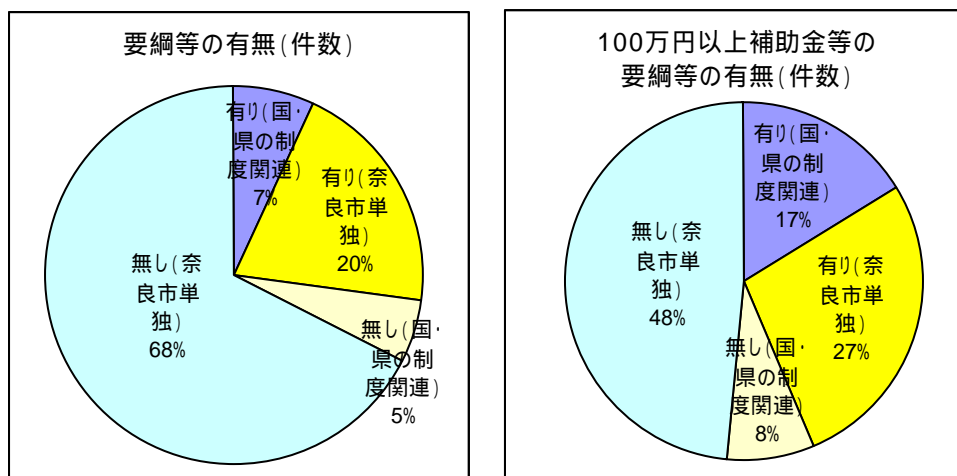
(1) 手続規則と目的規則について

奈良市では昭和 59 年 4 月 27 日に「奈良市補助金等交付規則(以下、「規則」という。)」を設けており、この規則は補助金等に係る予算の執行および補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的として制定された。これにより、手続きが全庁で統一されることになり、この規則に基づいて所管課においては申請、交付決定の場面で慎重な検討が求められることになる。しかしながら、規則の制定時に全庁的に規則に統一したため所管課で要綱等を廃止した、という誤解された意見も監査の中で聞かれたが、これは認識誤りである。

規則は補助金等の「手続規則」を全庁的に統一することを主眼に規定されたものであり、当然ながら補助金等の目的、補助対象経費、補助事業者等の管理などについて一律に定められるものではない。よって、所管課では「目的規則」の意義をもつ要綱等は必ず整備しておく必要があると考える。

(2) 要綱等の整備状況

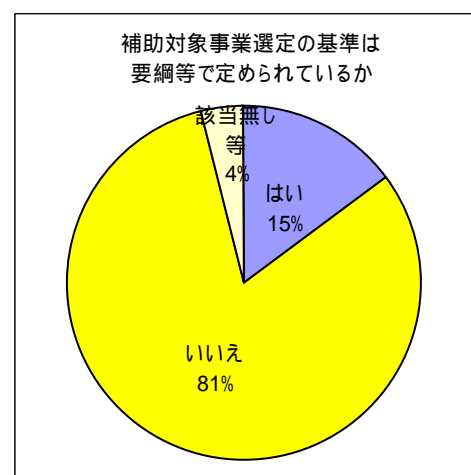
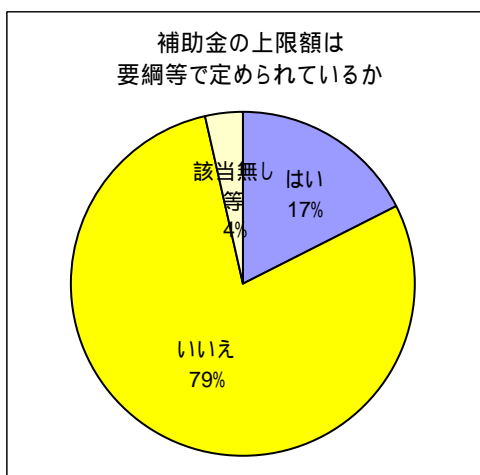
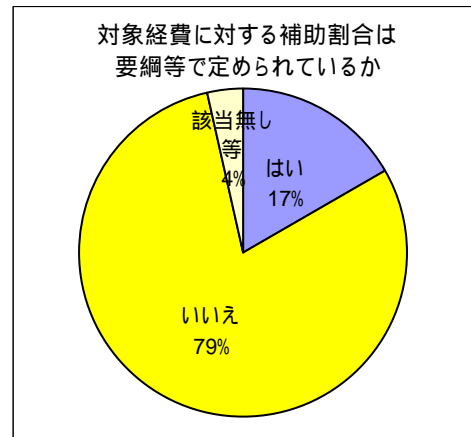
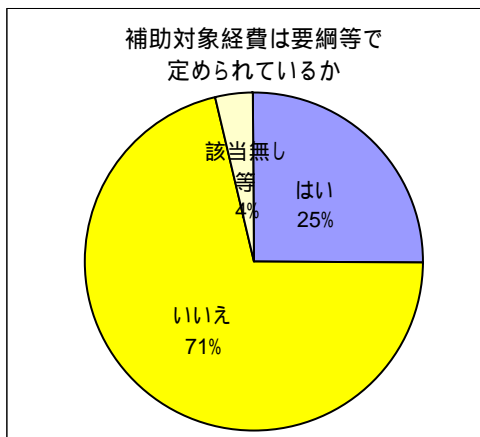
ここで、要綱の整備状況はアンケートの結果、以下のとおりであることが判明した。下のグラフは、国・県の制度に基づくものか、もしくは奈良市単独の補助金等かの区分によって、要綱の整備状況をまとめたものである。



この調査結果から、要綱等を作成していない補助金等の件数割合は、国・県の制度に基づくものと奈良市単独のもの合計で 73%という結果になっている。また、補助金額が 100 万円以上のものでも半分以上で要綱等がないという結果となった。前記のとおり、要綱等の整備は必要であるにもかかわらず、これだけの補助金等で支給のルールがないという状況は由々しき問題であり、早急に整備する必要があると考える。

(3) 要綱等で織り込むべき内容

次に、「補助対象経費は要綱等で定められているか」、「対象経費に対する補助割合は要綱等で定められているか」、「補助金の上限額は要綱等で定められているか」、「補助対象事業選定の基準は要綱等で定められているか」の 4 つの質問事項に対するアンケート結果は以下のとおりである。



要綱等の整備もしくは補助事業者等との合意形成が必要

上記の結果より、補助対象経費は71%、また、対象経費に対する補助割合、補助金の上限額、補助対象事業選定の基準は、ほぼ8割の補助金等で決められていないことが判明した。監査の過程でも、要綱が作成されていない補助金等については、補助事業等の目的や補助対象経費等すら明示されないまま支出されているものが見受けられたが、要綱を新たに作成しないのであれば、少なくとも申請受付時に補助対象となる経費の明示を補助事業者等に行い、その用途を補助事業等の目的に沿ったものに限定できるような合意を図るべきである。それがなかったために個別指摘事項であげているとおり、補助事業者等の理解不足等による適切とはいえない支出が散見される結果となっている。

対象経費に対する補助割合の明確化

補助の対象となる事業には必ず事業費があり、そのうち何パーセントを補助するのかということは、個々の補助金等で事情は異なるものの明確に定めておくべきと考える。規則第6条においても、補助金等の交付の目的を達成するため必要があれば、補助事業等の内容、経費の配分の変更(軽微な変更を除く)をする場合には市長の承認を受けること、とあり、経費の配分について厳格な運用が求められていると解釈できる。しかし、監査の過程で厳格な経費の配分を行っているようには感じるできない補助金等が多数あった。

また、以下は補助対象経費に対する補助金額の割合の分布である。

(単位:千円)

補助割合	件数	件数割合	補助金額	金額割合
100%	47	15.4%	1,423,538	34.0%
80%以上 100%未満	21	6.9%	467,631	11.2%
50%以上 80%未満	40	13.1%	256,771	6.1%
10%以上 50%未満	136	44.6%	1,979,878	47.3%
10%未満	55	18.0%	45,694	1.1%
その他	6	2.0%	15,674	0.4%
合計	305	100.0%	4,189,186	100.0%

特に決められた補助割合はないものの、通常補助金等の割合は補助事業等のうち一部と考えられる。しかしながら、100%補助の件数割合が15.4%にも上り、補助割合50%以上でも同様に30%を超えている。よって、補助割合が高い補助金等については補助対象経費に対する補助割合を見直すことを検討し、その結果を受け補助事業者等とも十分に

協議を行う必要がある。また、そのなかで補助金等の上限額も決めておくことが望ましい。

要綱等で織り込むべき項目

上記より、個々の補助金等の事情に応じ所管課においては以下の事項について課内で決めておき、補助事業者等に周知する必要があると考える。今回の監査においても、以下の事項の決まりがない等で補助金等の使途も不明瞭になっている例が散見された。

- 補助対象団体の資格
- 補助対象事業の目的、内容、要件
- 補助金の対象となる経費
- 補助金の対象となる経費に対して補助金を交付する割合
- 補助金額の上限額
- 補助金の終期

2. 課長等の責務

規則第3条において「課長等の責務」が明記されており、主務課長は所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令および予算で定めるところに従って公平、かつ、効率的に使用されるよう努めなければならない、とある。

公平性や公共性が地方自治体で求められるのは当然のことであるが、補助金等の交付についても同様である。しかしながら、実質的な交付決定を奈良市以外の第三者に委ねている補助金等で、補助事業者等を決定する際に公平性を欠くような支給も見受けられた。

また、効率的に使用されるという観点では、申請時の審査において補助事業者等の決算書を入手していない事例は論外としても、入手していてもその決算内容を吟味していないなど、十分に活用されているとは言い難い面があった。また、継続して補助金等を交付している補助事業等については、予算書と決算書の数値が全く同じであるにもかかわらず放置している例も散見され、次年度以降の予算要求などに有効に審査結果が使われているとは言い難い。規則において、決算報告書の入手が要求されていることからすると、それを十分に吟味することが要求され、また、その吟味の結果が「効率的に使用される」ことにつながることを肝に銘じるべきである。

3. 交付決定および審査の厳格化

(1) 申請時の厳格な審査が必要

規則第 4 条第 1 項には、補助金等の申請者は事業計画書、収支予算書、前年度決算書、工事施行にあつては実施設計書を提出しなければならないとあり、第 2 項の添付書類の一部を省略できるという例外を除き、その申請書類をすべて提出させ、十分に吟味しなければならないことが予定されている。さらに、第 5 条においては、必要があれば申請時に現地調査等によって、速やかに補助金等を交付するか否かを決定するとあり、申請時にはより慎重に行うことが予定されている。そして、第 6 条で「交付の条件」が規定されており、その第 1 号に補助事業等の内容、経費の配分の変更をする場合には市長の承認を受けると規定されている。よって、要綱等の整備の必要性については前記したが、要綱等によって少なくともそれぞれの補助金等で内容、経費の配分などについては、あらかじめ決めておかなければならないことが想定されているものと解釈できる。少なくとも申請時の説明資料において補助事業者等と十分な協議が必要である。

上記から、補助金等の申請を受けるときには、補助事業者等の決定に慎重な判断が求められ、補助事業等の目的や実施内容について、補助事業者等と十分な協議の上、奈良市の施策方針に基づいて、補助等を行わなければならない。

監査においても申請者が提出する書類を保管しているにすぎないものが散見された。補助金等の必要性の判断資料となりうるように、収支決算書数値の経年比較をした資料や、補助金等交付先団体間比較を行った資料等はほとんど見受けられず、前年度予算を踏襲していると言わざるを得ないものもある。補助金等は毎年度見直すべきものということを十分に理解すべきである。

(2) 補助目的に沿った補助事業等の遂行

規則第 10 条には、補助事業者等は、補助金等の交付決定の内容およびこれに付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない、とある。これは、補助目的に沿った補助事業者等の事業の遂行が求められる当然の規定であるが、そもそも補助目的が明確

ではなく、また、目的に照らしても明らかに目的外の事業を行っているものもあった。

また、規則第 18 条では、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき、補助金等を他の用途に使用したとき、交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したときには、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができるため、時には補助事業者等に対して厳格な態度で臨むことも必要と考える。

(3) 実績報告と適正な審査の必要性

規則第 14 条には、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の完了の日から起算して1箇月経過した日までに、収支決算書などの書類を添えて実績報告書を市長に提出しなければならない、とある。しかし、施設の運営補助などは補助団体の決算作業などから、決算書を作成する期間が1箇月を超える団体が多数あり決算書を期限どおりに入手できていない補助金等もあった。また、期限が過ぎているからということで決算書を入手すらしていない補助金等もある。奈良市の出納閉鎖期間に実務上間に合うようにするためには1箇月以内という規定が必要であるものの、その期間が過ぎた後も補助事業者等の決算書は必ず入手し、次年度以降の補助申請時の審査の参考にするうえで十分に吟味しなければならない。ただし、1箇月以内に入手しなければならないという規定があるため、それに対応するために、仮の決算書(決算途中)で審査を行うなどの対応を図るべきであり、その旨を規則に織り込むことも検討が必要である。

また、監査において、補助事業者等が提出する収支決算書が誤っている事例も多数発見され、補助事業者等の活動実態を十分に把握していないものすらあった。担当課が実施すべき収支決算書のチェックには以下の事項が必要と考えられる。

- 事業費として計上されている金額は活動回数と見合っているか(例えば、会議費は会議回数や会議内容、出席者数など見合っているか、研修費は研修回数と見合っているか)
- 補助事業者等が独自で収入を得ている場合、その収入と補助金等の関係は整理されているか
- 補助事業者等が複数の施設を経営し、施設ごとに収支決算書を作成している場合、経費の配分などで決算書間に入り繰りが生じていないか

収支決算書は慣れなければ見難いものであり、見るべきポイントもわかりにくい部分があるかと思われるが、不明な部分があれば補助事業者等に対して徹底的に聴取する姿勢が大事である。そして、上記で掲げたポイントなどをもとに収支決算書を査閲して不明な部分があれば、会計帳簿や領収書等などの証憑書類まで確認することを行わなければならないと考える。

(4) 施設設備補助における財産の管理と処分の制限

経済的価値使用年数(耐用年数)を意識した補助事業者等との協議の必要性

規則第 20 条には、不動産や機械など、施設や設備を補助する場合、当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合には、財産の処分の制限が免除されるという規定がある。しかし、施設設備補助の申請時の審査において、耐用年数を勘案している補助金等はほとんどなく、補助事業者等が何年利用するのかが明確になっていないものが多い。施設や設備の新規投資に関する補助については経済的価値使用年数(耐用年数)を十分に勘案しつつ補助事業者等と協議する必要がある。また、更新に関する補助であれば、使用年数に関する資料提出の要求と、それについての補助事業者等と十分な協議が必要である。

財産の処分を制限することを免除する規定の明記

補助決定通知書には財産処分の免除規定が盛り込まれていない補助金等が多く、財産の処分が無期限に制限されているように読める。よって、補助事業者等は補助対象施設や設備を永遠に保有し続けなければならないことになるため、経済的価値使用年数についての協議と合わせて、財産の処分の免除についても協議する必要がある。

現地調査等の必要性

施設設備の補助金等を交付した場合には、規則第 15 条において、必要に応じて行う現地調査等により補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない、と規定されている。よって、補助金額の多寡などによる強弱をつけつつも原則的にはすべての施設設備について現地調査等を行わなければならないと考える。そして、職員自ら見積書や設計書などをもとに個々の施設設備の確認を十分に行い、補助対象となったすべての施設設備の写真を残すことが要求される。そ

して、現場確認をした証拠を作成し、保管する必要がある。

(5) 補助金等の返還要求(実費精算)を積極的に行うべき

アンケート調査により、運営補助と事業補助について、補助金等の返還を行っているか、という質問の結果、以下ようになった。

	返還している	返還していない
運営補助	61.8%	38.2%
事業補助	49.5%	50.5%

上記のアンケート結果から、運営補助については 38.2%、事業補助については 50.5%が補助金等の返還を行っていない状況にある。しかしながら、団体等の運営や特定の事業を実施するために補助金等が交付されるが、通常は予算と決算とは差異が生じることが考えられる。よって、基本的に補助事業者等で生じた予算と決算の差異額については補助金等の返還(精算)を行うべきである。それには、申請時に実費精算であるということを補助事業者等と協議する必要がある。

(6) 繰越金が多額にある団体について

「(5).補助金等の返還要求(実費精算)を積極的に行うべき」にも関連するが、補助事業者等の収支決算書に繰越金が多額に残っている団体等があった。特に多額になっている補助金等の例は以下のとおりである。

(単位:千円)

補助金額	繰越金額	内容
90	12,941	補助対象となる会計以外の特別会計を含んだ繰越金額であるが、設備建設資金として積み立てているもの。この団体には最低限必要な経費を上回る独自の収入がある。
90	8,930	事業費の 120%に相当する会費収入、事業収入がある。
330	1,009	事業費の 50%に相当する会費収入、事業収入がある。
90	646	事業費の 67%に相当する会費収入がある。
50	551	事業費の 44%に相当する会費収入がある。

繰越金額が補助金額と比して多額であるから補助金等の交付見直しになるものではないが、上表に掲げた団体等には会費や事業収入があり、かつ補助対象経費が明確になってい

ないために、会費や事業収入と混同し繰越金額が多額になっているものと考えられる。よって、補助対象経費を明確にしたうえで、補助対象となる事業については会計をわけて別の収支決算書の作成を要求することもひとつの方法である。また、あまりにも多額になっている繰越金額については、特に留意して補助事業者等に対する質問などを十分に行うべきである。

4. 補助金等の審査体制の整備

前記のとおり補助金等の目的、補助対象経費、補助対象事業者等の管理等については要綱等で整備し、補助金等の申請や審査にかかるものは規則によって運用されていくべきである。しかしながら、補助金等の拠出が妥当か否か、補助金額が妥当か等については、所管課にその判断を委ねられており第三者による評価が行われていないのが実状である。よって、すべての補助金等を第三者機関によって事前に評価することは実務上困難なものの、現在進められている行政評価制度なども活用しつつ、市民も含めた委員会などを設置するなど評価制度を構築すべきである。

5. 部署間や奈良県との連携

(1) 部署間の連携

同じ補助事業者等に対して複数の課から補助金等が交付されているものがある。その補助金等は運営補助、事業補助、施設補助など性質が異なり、また目的も異なるため違う課がそれぞれ交付していることは問題ないものと考えられるが、他の課との連携については弱いと言わざるを得ない補助金等がある。他課との連携を図って補助事業者等の情報を共有することで、補助金等のあり方や改善の糸口も発見できると考えられるため、補助金等の申請や審査で入手する実績報告書や収支決算書などを回付することはもちろん、できれば補助対象事業者等の決算数値とともに、経年比較分析、予算実績比較、借入金残高の推移などを主担当課で実施し、それについて課間で協議することが望ましい。

(2) 奈良県との連携

施設等が複数の市町村にまたがるような団体等は奈良県が所管している。こうした奈良県が指導監査を実施している団体等については、奈良市の関知が薄いと言わざるを得ない面が

ある。奈良県が所管を行っているといっても、奈良市も補助金を交付している以上、奈良県の指導監査時に同行する、もしくは奈良県の指導監査の結果を入手する等により、奈良市でも補助事業者等の状況を適時に把握して補助金等の交付の妥当性などを検証する必要があると考える。

6. 積極的な情報公開

自治体はその決算状況を開示する手段として、主要な施策の成果を説明する書類(奈良市においては「主要な施策の成果説明書」)がある。そこでは、各事業がどのような成果を挙げているかを議会や住民にわかりやすいように開示しなければならない。

例えば、今回の監査対象となった「平城遷都祭実行委員会負担金(観光課)」があるが、事業費 24,845 千円に対し 23,738 千円の負担金を拠出している。主要な施策の成果説明書には「平城京の賑わいを甦らせ、奈良市民や観光客の参加を募り、学び、体験し、楽しめる事業として「平城遷都祭」を実施した。」とあるだけで、平城遷都祭に何名の客が訪れどのようなイベントを実施したのかなどが判明しない書き方となっている。同じく、施設整備補助である「鹿害防止対策事業補助金(農林課)」にしても(10,000 千円)、鳥獣対策経費のなかで「鹿害防止柵設置補助等を行った。」としか記載がなく、地域や設置フェンスの長さなどどのぐらい整備したのか不明である。

上記の内容は補助金等に限ったものではないが、特に補助金等については交付先の活動内容や成果などを十分に外部に対して説明を行う必要があると考える。主要な施策の成果説明書では紙面が限られているものの、より積極的な情報提供を行うべきである。

7. アンケートの集計結果

この章の最後にアンケート集計結果を添付する。

質問事項	はい		いいえ		該当無し等	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
交付要綱等はあるか	81	27%	218	71%	6	2%
補助対象経費は要綱等で定められているか	77	25%	217	71%	11	4%
対象経費に対する補助割合は要綱等で定められているか	51	17%	243	80%	11	4%
補助金の上限額は要綱等で定められているか	53	17%	241	79%	11	4%
補助対象事業選定の基準は要綱等で定められているか	46	15%	247	81%	12	4%
補助事業完了後の財産維持、処分について要綱等で定められているか	11	4%	283	93%	11	4%
交付申請書、事業計画書、収支予算書、前年度決算書、工事の施工にあっては実施設計書を入手しているか	293	96%	7	2%	5	2%
交付決定通知書(控)を保管しているか	299	98%	2	1%	4	1%
実績報告書、収支決算書を入手しているか	288	94%	10	3%	7	2%
収支決算書は入手しているか	286	94%	12	4%	7	2%
確定通知書(控)を保管しているか	284	93%	15	5%	6	2%
交付先の収支決算書に基づき、決算額が予算額を下回った場合に補助金の返還請求を行っているか	137	45%	114	37%	54	18%
補助事業の実施、完了の確認は行っているか(実績報告書、収支決算書の入手は除く)	103	34%	197	65%	5	2%
補助金の効果を示す数値を入手し、文書で保管しているか	129	42%	175	57%	1	0%
補助金制度は周知されているか	92	30%	211	69%	2	1%
交付先団体の事務局機能を奈良市が請け負っているか	13	4%	287	94%	5	2%
交付先団体に奈良市の施設等を無償で提供しているか	40	13%	259	85%	6	2%

第4. 監査の結果および意見（個別事項）

以下では、個別の補助金等における監査結果を記載している。

なお、外部監査の結果としての指摘事項（法令・規則等に準拠していない旨、または不当な行為である旨、「監査の結果」と記載）以外に、意見に関する記述が含まれている。意見に関しては、この結果報告書とは別に記載する方法も考えられるが、この報告書に含めて記載することが指摘事項との関連において理解しやすいと考えたことによる。したがって、本報告書において、意見に関する部分には「意見」として明示している。

また、監査を実施するなかで、補助事業者等の会計帳簿や証憑等の提示を要求することが妥当と判断した補助金等について、提示要求を行ったが諸般の事情で提示を受けられなかったものの経緯については「監査の実施について」に記載している。

なお、各補助事業の最初には、補助事業の内容がわかるように統一フォームを設けている。そのなかで、「概要」には補助事業の目的や概要がわかる記載を行っており、「根拠法令・条例」には法令、条例がある場合には記載し、規則や要綱しかないものについては「無し」と記載するルールとしている。

【総務部】

1. 奈良県市長会負担金(秘書課)

概要	近畿市長会および奈良県下各市相互の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資するために奈良県下 10 市で組織される「奈良県市長会」の経費にあてるため、同市長会に支出している負担金である。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	会費合計が 59,250 千円となるよう、均等割 40% + 基準財政需要額割 10% + 人口割 50% で負担額を算出。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	78,076	71,704	73,651
負担金額(千円)	15,669	15,088	15,106

(1) 監査の実施について

監査を実施するにあたり、決算書の提示を受けたが、需用費、旅費、研修実施にあてられる負担金補助及び交付金などの経費支出の明細が不明であったため、監査の趣旨に照らし合わせ、会計帳簿や証憑を監査することが妥当と考え、それらの提出を要求した。しかし、奈良県市長会から、構成市長会メンバーの同意がなければ出すことができない、との理由で会計帳簿や証憑の提出がなく、経費の内訳などについての監査はできなかった。

(2) 意見

決算書の速やかな審査が必要

市長会から奈良市に提出された決算書について、市長会規約に基づいて監事(2 市長)が審査を実施していることを理由に担当課として内容の審査を行っていない。奈良市は市長会事業費の 2 割以上を占める約 15,000 千円の負担金を支出しているため、奈良県市長会事務局と連携をとりつつ、リーダーシップをとって市長会の決算書をもとに無駄な事業費が支出されていないか精査する必要がある。そもそも、構成自治体の市長が監事を行うのは妥当とはいい難く、構成市長以外の者が監査を行うことが望ましい。

また、平成 15 年度の決算書、実績報告書が総会で承認されるのは平成 16 年 11 月で、その後ようやく奈良市が入手することになる。総会の実施が 11 月というのは慣例化しているとのことだが、できるだけ早期に決算書を入手し、次年度の予算要求などにも活かすように審査を実施する必要がある。

負担金額の見直しが必要

市長会決算書によると、平成 15 年度の繰越額は 12,612 千円、特別会計は 885 千円となっている。10 市の負担金額合計は 59,250 千円であるが、繰越金が多額になっており、予算消化できていない面もあることから、負担金の減額見直しを行うべきと考える。

2. 国際交流協会補助金(国際交流室)

概要	奈良市と国際交流都市(姉妹・友好提携都市含む)との市民相互の友好交流を密接にするため、国際交流協会に対し補助を行い、各種行事費を支出している。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	予算の範囲内で補助		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	8,208	6,142	3,996
補助金額(千円)	7,556	5,593	2,821

(1) 意見

補助金の必要性につき検討が必要

国際交流協会の収支決算書は下表のとおりである。

(単位:千円)

収入		支出	
奈良市補助金	2,821	事務費	327
会費収入	1,858	会報発行費	413
前期繰越	3,472	会議費	568
		行事費	2,688
		次期繰越	4,155
収入合計	8,151	支出合計	8,151

奈良市国際交流協会は、当初、奈良市が様々な団体に呼びかけて、市民団体や企業の代表者等で構成されているが、現在のところ会員数は約 300 名となっている。交流活動については、次表のようになっており、交流事業数で見ると、ここ 3 年間であまり活動を行っていない交流都市もある。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
慶州市	4	6	3
トレド市		1	
西安市	2	3	
キャンベラ市		1	2
メキシコ部会	1	2	1
モンゴル部会	5	2	1
インドネシア部会	4	7	9
合 計	16	22	16

(注1) 協会の事業報告に記載されている主な交流事業(イベント)数を記載している。

(注2) 下の3つは部会である。

活動内容としては、会員のほとんどが団体や企業の代表者ということもあり、実質的な活動の担い手が不足し、活動状況も活発とはいえない面がある。また、近年は活動自体が縮小傾向にあり、平成 15 年度も予算額 8,722 千円に対して決算額が 2,688 千円と、大きく予算を下回っている。さらに、平成 15 年度の次期繰越額は 4,155 千円と歳出額の半分以上が繰り越される状況であり、補助金額よりも多くの繰越残高がある。さらに、会費収入は一般会員は 3,000 円(平成 15 年度は 275 名)、そのほか特別会員として企業から 1,000 千円の収入があるため、それらの単価などの見直しや会員数の増加なども検討することによって、会費収入で当面は事業費を賄うことも検討の余地がある。よって、総合的な観点から補助金を見直す必要があると考える。

3. 職員福利厚生補助金(人事課)

概要	市職員の厚生、すなわち職員の保健、元気回復などその他厚生に関する事項や、共済、すなわち職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害もしくは死亡などに関して適正な給付を行うための相互救済を図ることを目的とし、奈良市職員互助会に対して補助を行うものである。職員互助会においては、職員の厚生や共済のために、結婚祝金、出産祝金などの各種給付を行ったり、レクリエーションやクラブ活動に関して補助を行っている。		
根拠法令・条例	地方公務員法第42条(厚生制度)、第43条(共済制度)		
算定方法及び負担割合	給付事業については、職員が給付要件に該当する場合、所定の給付金額を支給する。その他は所定の手続きに従ってクラブ等に支給している。		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	118,262	117,101	110,848
補助金額(千円)	70,729	70,012	64,377

(1) 意見

職員互助会制度の見直しが必要である

地方公務員法で規定されているように、職員の厚生や共済については、過去から手厚い保障が行われている。しかし、財政状況の悪化により、年々、市負担の補助金額が減額となっており、それにともない職員への恩恵も希薄になっているのが事実である。今後も厳しい財政事情が続くものと考えられるため、職員互助会制度も抜本的な見直しが要求されている。また、職員互助会制度とは別に、共済組合制度も存在し、そちらでも手厚く職員の共済や福利厚生について保障されている現状から鑑み、類似する制度などの見直しも実施すべきものとする。

まず、職員互助会への財源負担であるが、構成員と事業主(奈良市)の1人当たり年間掛け金額と1人当たり年額事業主負担は以下の状況である。下表からすると、奈良市は平均額よりかなり低い水準の負担となっており、職員のニーズにあったサービスが出来にくい状況にある。ただ、これ以上の事業主負担ができないことになれば、サービスメニューを減らしていくことを考えるしかない。現在はレクリエーションやクラブ活動などは活発に行われているため、どのメニューを減らしていくのかは十分に議論する必要がある。

団体	1人当たり年額掛け金	割合	一人当たり年額事業主負担	割合
奈良市	12,000 円	41%	17,040 円	59%
個人負担額最高団体	44,816 円	49%	46,387 円	51%
個人負担額最低団体	3,594 円	30%	8,387 円	70%
平均額	21,761 円	44%	27,581 円	56%

(出所:平成 16 年度中核市の福利厚生会(互助会)給付金および貸付事業調べ(平成 16 年 5 月末調査))

また、共済制度との重複であるが、職員互助会で出産祝金 20,000 円の支給があるほか、共済制度 300,000 円の最低保障がある。また、傷病見舞金、慶弔金なども重複支給があり、今後、職員互助会の給付事業を見直す場合には、共済制度も勘案しつつ見直す必要がある。特に、病休(私傷病)の場合、制度上、医師の診断書を提出し承認を受ければ、連続して 90 日以上とならない限り休職とならず(結核性疾患は 1 年間)、90 日までは給与を 100% 支払われることとする休職等の長期療養制度があり、安易な病休を助長している可能性があることは否めない。休職をしても所得は十分に保障されているわけであるから、傷病見舞金や療養補給金が職員互助会からの支給されることについて見直し余地は大きいと考える。

また、職員互助会の給付事業について、奈良市では以下に掲げる 11 種類のメニューがあり、それを民間企業と比較したものが以下の表である。民間企業とは共済制度が違うなど、一律に比較はできないものの、銀婚祝金、入学祝金、療養補給金、永年勤続祝い金などは民間企業にはないなどの特徴がでている。

給付金の種類	奈良市	民間企業A社	民間企業B社
結婚祝金	50,000円	20,000円	30,000円
銀婚祝金	80,000円	無	無
出産祝金	20,000円	10,000円	10,000円
入学祝金	20,000円	無	無
傷病見舞金	30日を3回、90日を3回経過するごとに3,000円支給、360日まで支給。	公私問わず、疾病障害により1ヶ月以上休業する場合は見舞金を10,000円。	公私病1ヶ月以上の休業5,000円、その後休業3ヶ月ごとに10,000円。
療養補給金	給料月額 × 20 / 100	無	無
弔慰金	会員死亡300,000円など	会員死亡50,000円など	会員死亡弔慰金200,000円など
災害見舞金	損害の程度によって支給額決定。10,000円から100,000円	見舞金30,000円に被害程度による支給率を乗じる。最低15,000円	全損150,000円、半損100,000円、被害大50,000円
宿泊補助金	保養のため旅行等で宿泊したとき、会計年度ごとに1回で7,000円	無。ただし別途福利厚生で同様の制度あり。	無。ただし別途福利厚生で同様の制度あり。
永年勤続祝い金	30年以上勤務したとき50,000円。退職時に勤務した期間が25年以上30年未満のとき。	無	無
退会餞別金	1年以上在会して退会したとき、1から10年まで4,000円 × 年数、11年以上(4,000円 × 10年) + (6,000円 × (年数 - 10))	6ヶ月以上会員である者に対し、勤続年数5年未満10,000円、勤続年数5年以上20,000円	勤続1年以上5年未満5,000円、勤続5年以上15年未満10,000円、勤続15年以上25年未満30,000円、勤続25年以上50,000円。定年退職者で脱退の場合プラス50,000円。

【企画部】

4. (財)奈良市文化振興センター(奈良市美術館)運営補助金(文化振興課)

概要	市民の美術文化の振興のため、奈良市美術館の管理を奈良市より受託している(財)奈良市文化振興センターに対し、「世界遺産登録 5 周年記念写真展」の開催にかかる経費を補助する。なお、奈良市美術館は平成 15 年 10 月に開館した。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	「世界遺産登録 5 周年記念写真展」の開催にかかる経費を予算の枠内で補助する。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	-	-	2,941
補助金額(千円)	-	-	2,729

(1) 意見

有料展覧会のあり方について

世界遺産登録 5 周年記念写真展(有料)に関する平成 15 年度の収支予算書は以下のとおりであり、予算と実績が大きく乖離していた。

(単位:千円)

	予算額	決算額	差額	
収入				
観覧料	2,000	211	1,788	89.4%
奈良市補助金	3,000	2,729	270	9.0%
収入合計	5,000	2,941	2,058	41.2%
支出				
需用費	1,457	557	899	61.7%
委託料	1,617	1,315	301	18.6%
その他	1,926	1,068	858	44.5%
支出合計	5,000	2,941	2,058	41.2%

上記のうち、特に乖離額が大きい観覧料と需用費について予算実績比較を実施した。

まず観覧料であるが、予算と決算の内容は以下のとおりである。なお、観覧人数は有料入場者数である。

予算	観覧料単価 500 円 × 観覧予測のべ人数 4,000 人(開館日数 20 日)
決算	観覧料単価 200 円 × 観覧実際のべ人数 1,058 人(開館日数 20 日)

予算策定時には、観覧料は 500 円としていたが、200 円に単価を引き下げているにもかかわらず、観覧のべ人数(有料)は予算を大きく下回っており、結果、2,000 千円と見込んでいた収入の 1 割強である 211 千円しか収入がなかった。

次に需用費の予算と決算の内容は以下のとおりである。

(単位:円)

項目	予算額			決算額			差異			
	単価	数量	金額	単価	数量	金額	単価	数量	金額	
印刷製本費	ポスター	350	600	210,000	140	1,000	140,000	▲ 210	400	▲ 70,000
	チラシ	15	20,000	300,000	10	10,000	100,000	▲ 5	▲ 10,000	▲ 200,000
	観覧券	7.0	20,000	140,000	7.5	5,000	37,500	1	▲ 15,000	▲ 102,500
	パンフレット	40	10,000	400,000	18	10,000	180,000	▲ 22	0	▲ 220,000
	その他			95,000			72,975			▲ 22,025
	合計			1,145,000			530,475			▲ 614,525
消耗品費			312,000			27,247			▲ 284,753	
需用費合計			1,457,000			557,722			▲ 899,278	

収入が減少するため、それに応じて支出も見直されている。印刷製本費では、チラシの枚数減少、ポスター、パンフレットの単価引き下げなど、消耗品費では展示用消耗品費 1 式などの減少により、当初予算額よりも大幅に支出を削減している。また、奈良市美術館は百貨店に入居しているため、百貨店が配布するチラシにも奈良市美術館のことを記載してもらうなど、一定の努力は行われている。

そもそも、このように予算と大きく乖離した原因としては、予算策定段階では条例ができておらず観覧料単価や無料観覧者の対象範囲など政策的な要因が決まっていなかったことによる。よって、事務担当者としては不確定要素を抱えたまま予算策定を行わざるを得なかったことは理解できる。しかしながら、広く一般に多くの人に来てもらうために観覧料単価を引き下げているにもかかわらず、観覧のべ人数が大幅に減少していることは反省すべきであり、収入を阻害する要因はなかったなどを詳細に分析し、いかに補助金を削減するかを検討しなければならない。

次年度以降は、データがある程度集まってくることから、予算実績分析を十分に行い、入場者数や観覧料収入など具体的な数値目標を掲げて、できるだけ補助金を削減することを検討しなければならない。また、平成 15 年度に同美術館で開催した無料展覧会と比較すると、当該写真展は 1 日平均 169 名(無料入場者含む)であるのに対し、2 回開催された無料展覧会はそれぞれ 1 日平均 482 名、745 名と盛況であることから、そもそもの美術文化の振興という目的を勘案して、有料にこだわらなくてもいいように考える。

【市民生活部】

5. 救急医療施設・設備整備費補助金(衛生課)

概要	救急二次受入体制の充実を図ることにより、市民の健康を守り、医療不安の解消を図るため、休日夜間診療所、病院群輪番制病院および共同利用型病院に対し、施設・設備整備に係る費用を補助する。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の1/3 国 20,736千円×1/3=6,912千円 県 20,736千円×1/3=6,912千円 市 20,736千円×1/3=6,912千円		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	-	25,935	20,736
補助金額(千円)	-	21,000	20,736

(1) 監査の結果

審査時の資料未入手

補助事業者等が設備投資を行った日から1箇月以内の実績報告書を提出する必要があるが、それには設備投資の収支決算書を提出させる必要がある。しかし、その収支決算書が入手できておらず、「奈良市補助金等交付規則」に従った処理が実施できていない。

また、実績報告書に合わせて提出させることはできないものの、決算作業が終了する5月から6月頃に、事後的に補助対象病院の決算報告書を入手する必要がある。なぜなら、審査時に補助対象設備の領収書をチェックしているものの、補助対象となった資産が決算報告書に計上されていることを確認する必要があると考えるからである。

審査において留意すべき観点

交付申請時において、交付申請書と合わせて提出されるべき補助対象病院の前年度決算書が入手できていなかった。補助を行う以上、補助先の財政状態や経営成績をチェックするためにも決算書で病院の状態を把握する必要がある。また、事業計画書には、購入予定の設備や更新設備の使用年数は記載されているが、新規設備投資の利用予定年数が記載されていないため、補助事業者等から提示させる必要がある。なぜなら、新規設備投資の場合、耐用年数まで利用させるという観点が必要だからである。

(2) 意見

補助対象団体の選定基準の明確化

平成 8 年度から補助事業を行っているが、8 病院に対して補助を行っている。補助対象病院の選定は奈良市医師会に依頼しており、推薦状を入手して決定している。しかし、その選定理由は明示されておらず、補助対象病院の決定は、実質的には医師会に所属している病院が順番に補助を受けている状態である。また、医師会の推薦を前提としていることを理由に、医師会に委託している夜間の二次受け病院にしか周知されておらず、市が直接委託している休日診療の二次受け病院が選定対象から漏れている。よって、医師会に一任することによって、このような弊害が生じていることから、公平性の観点をより重視し、補助制度の周知徹底を図り、公平な機会提供、そして、選定理由の明確化を図る必要がある。

6. 奈良市公衆浴場設備改善事業補助金(衛生課)

概要	公衆浴場業者の経営合理化を促進し、もってその衛生水準の向上を図るため、公衆浴場業者に対し、当該業者の行う公衆浴場設備改善事業に要する経費について補助する。		
根拠法令・条例	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律		
算定方法及び負担割合	設備改善費用の 30%を予算の枠内で補助する。なお、平成15年度の補助率は 15.1%であった。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	16,444	16,059	23,672
補助金額(千円)	4,055	2,726	2,491

(1) 意見

担当課の見直し

中核市移行にともなって、公衆浴場生活衛生同業組合に水質検査費用などの事業補助金を支給するのは保健福祉部保健所生活衛生課が担当し、公衆浴場設備改善事業のための補助金(公衆浴場生活衛生同業者組合補助金)は市民生活部衛生課が担当することとなった。しかしながら、補助対象が同じであり、目的も同一と考えられることから、同じ部課で補助支給を行うほうが効率的であれば、いずれかの課で事業実施を行うことを検討すべきである。

効果の観点からの補助事業者等の管理基準の設定

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の第 1 条(目的)によれば、「公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ」や「住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする」とある。

目的の前段部分については、公衆浴場業者の経営合理化を促進することであるため各業者の財政状態や経営成績の推移は把握しておくべきであり、また、後段部分については、公衆浴場の入場者数の推移など、その利用状況についても当然把握しておくべきと考える。補助対象先が個人事業主であることを勘案すれば正確なデータを入手することは困難としても、当該事業の趣旨に鑑み、補助を行っている以上入場者数などの実態を把握することによって、住民ニーズの変化を予測しつつ次年度以降の補助金支給の参考とすべきである。

7. 奈良市同和対策活動事業補助金(人権・同和施策課)

概要	同和地区住民の自主的、組織的な活動の育成を促進し、同和問題の解決に資することを目的とし、同和対策事業の推進、新生活実践運動の推進、その他同和問題の解決に関することを実施する団体に対して補助を行う。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	当該団体の活動計画に基づき、交通費、負担金、講師料、消耗品費など補助対象となる経費を試算し、対象となるものを補助金支給している。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	47,559	29,914	37,675
補助金額(千円)	25,000	17,750	9,900

(1) 監査の結果

補助対象経費と補助対象外経費の区分を厳格に行うべき

部落解放第 16 回奈良市研究集会において、555,450 円の資料代が補助対象経費となっているが、これは参加者から 1,000 円の資料代を徴収している経費である。よって、当該団体では、参加者からの資料代金と、奈良市からの補助金額(経費の一部)が二重に受け取れることになるため、補助対象経費ではなく、補助対象外経費とすべきであった。

補助対象経費にかかる領収書の不備

各地区の税務相談を受けるため、当該団体で申告相談受付を行っている。それに関する証憑をチェックしたところ、奈良県部落解放同盟企業連合会へ委託を行っているものの、解放新聞奈良支局が差し出し人となった領収書しか保管されていなかった。同連合会とは同じ組織ということであるが、実際に業務を行っている団体名で領収書を入手すべきである。

また、個人ごとの税務情報をフロッピーディスクで会員に渡した資料代として、984,960円が支払われているが、その領収書に印紙が添付されていなかった。担当課から十分な指導を行うべきである。

(2) 意見

より一層の補助事業削減努力を行うべき

過去3ヵ年の補助対象事業の推移は以下のとおりである。

(単位:円)

	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	事業数	補助対象経費	補助対象外経費	事業数	補助対象経費	補助対象外経費	事業数	補助対象経費	補助対象外経費
市協が主催する啓発事業	24	9,981,885	2,469,359	34	8,961,989	826,000	24	8,236,922	1,885,915
日常啓発活動事業	60	8,210,712	2,251,620	49	6,816,225	873,000	63	9,170,841	3,040,500
各種研修参加事業	23	8,647,764	3,700,800	16	5,441,495	1,250,000	4	0	2,662,950
基本法制定関連事業	13	5,221,386	3,020,000	6	1,917,035	805,000	6	0	8,410,000
事務所のリース代など		0	4,056,436		0	3,024,112	9	0	4,267,955
合計事業費		32,061,747	15,498,215		23,136,744	6,778,112		17,407,763	20,267,320

1事業当たり経費

(単位:円)

	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	事業数	補助対象経費	補助対象外経費	事業数	補助対象経費	補助対象外経費	事業数	補助対象経費	補助対象外経費
市協が主催する啓発事業	-	415,912	102,890	-	263,588	24,294	-	343,205	78,580
日常啓発活動事業	-	136,845	37,527	-	139,107	17,816	-	145,569	48,262
各種研修参加事業	-	375,990	160,904	-	340,093	78,125	-	0	665,738
基本法制定関連事業	-	401,645	232,308	-	319,506	134,167	-	0	1,401,667

上表より、補助対象となる事業を絞っていくなど、市として努力を行っている。また、補助対象団体も、事業数を調整するなどして、活動を維持していることが見てとれる。今後も、事業に強弱をつけて補助事業削減努力を行っていくべきである。

8. 女性団体運営補助金(男女共同参画課)

概要	女性の自立、青少年の健全育成の助長を図るとともに、会員の資質の向上と福祉の増進を図り、男女共同参画社会の形成を推進するため、女性団体に対して補助金の支出を行っている。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	予算の範囲内		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	665	1,172	1,132
補助金額(千円)	180	144	120

(1) 監査の結果

補助対象事業の明確化

事業費に当会の構成メンバーの「お誕生会」に係る費用 159 千円が含まれている。これはメンバーの誕生祝い会を前期と後期の 2 回開催しているものであるが、補助金の目的からして補助対象とすべきでない項目と言わざるを得ない。補助対象事業を明確にし、このような項目については除外すべきである。

会計証憑の入手方法

支出項目について会計証憑の提出を求めたところ、領収書にメンバー(会長、会計担当者等)が自分で作成しているものが数多く含まれていた。外部証憑たる領収書を入手して精算すべきである。

【保健福祉部】

9. 奈良市社会福祉協議会補助金(福祉総務課)

概要	「住民とともに作る新しい地域福祉の創造」を基本方針とし、地区社会福祉協議会活動をはじめとする、様々な地域福祉活動の積極的な支援を行うとともに、訪問介護事業を中心とした福祉サービスの提供やボランティア活動の振興等、住民の福祉ニーズに基づき、幅広い分野における総合的な福祉活動の展開を目指すため、奈良市社会福祉協議会に対し、法人運営事業に係る人件費等を補助する。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	法人運営事業セグメントの人件費、専門員活動費、消費税、ボランティア活動保険、振込手数料の合計額。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	* 210,924	156,939	155,787
補助金額(千円)	174,226	149,120	147,583

* 平成 13 年度は旧会計基準によっているため、法人運営事業の他に、地域福祉活動推進事業、助成事業、部会・委員会事業、共同募金配分事業、介護相談員派遣事業、生活福祉資金貸付事業が含まれている。

(1) 監査の結果

収支決算書の不備

規則第 14 条 1 項(1)に規定されている収支決算書として、担当課は市補助金関係部分を抜粋した収支決算書を入手している。これは、法人運営事業のうち、人件費、租税公課、支払手数料等の科目の実支出額のみが記載されているが、特定科目だけでは収支決算書の適正性の判断等を行うにあたり不十分であり、補助対象事業である法人運営事業全体が記載された収支決算書を入手すべきである。その上で、補助金割合の推移等の分析により補助の必要性、公平性等を見直すことが必要である。

社会福祉協議会の統括管理の必要性

社会福祉協議会には、福祉総務課のほかに、障がい福祉、高齢福祉など異なる課が補助金を支出している。よって、各課は自課に関する事業のみを検証しているだけであり他課が関連している事業は関知していないのが現状である。そのような縦割りの弊害をなくすために福祉総務課が統括して社会福祉協議会の決算書を十分に検証する必要がある。

音楽療法士以外の庶務に係る人件費を委託費とすべき

音楽療法推進事業に係る人件費のうち音楽療法士に係る人件費は委託費として奈良市から奈良市社会福祉協議会に支給されているが、音楽療法士以外の庶務に係る人件費は、法人運営事業の人件費に含めた上で実支出額全額を補助金として支給している。

しかし、音楽療法推進事業という委託事業に係る人件費 25,437 千円については、音楽療法の推進を行うという奈良市の施策にも合致した業務を行っており、また、補助金の弾力的な運用を防ぐためにも、委託費として支払うべきである。それにより、業務の対価として奈良市が支出することになり、協議会で行うべき業務が明確になる。

10. 奈良県教誨事業後援会補助金(福祉総務課)

概要	矯正施設被収容者の社会復帰を推進するため、奈良県教誨事業後援会 <small>きょうかい</small> に対し、奈良県教誨師会への助成金などの経費を補助する。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	奈良県教誨師会への助成金などの経費として、予算の枠内で補助する。なお、平成 15 年度の補助率は 5.8%であった。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	1,378	1,327	1,454
補助金額(千円)	100	90	80

(1) 意見

実績報告の遅延

「奈良市補助金等交付規則」によると、事業が完了した年度末から 1 ヶ月経過した日までに実績報告書を提出しなければならないが、6月22日に提出されていた。これは、総会の開催が例年6月中旬であるため、規則で定める期間内に提出が困難なためである。よって、4月中旬に仮の決算書を入手すべきである。

補助金の見直しが必要

奈良県教誨事業後援会の平成 15 年度の収支決算書は以下のとおりである。

(単位:千円)

	決算額	摘要
収入の部		
賛助会費	975	
補助金・助成金	275	奈良県 95 千円、奈良県市長会 100 千円、奈良市 80 千円
寄付	100	
財産収入	0	
収入合計	1,350	
支出の部		
助成金	1,200	教誨師会へ
消耗品費・通信費 ・会議費等	178	総会費用
支出合計	1,378	
当年度収支	28	
前年度繰越金	336	
次年度繰越金	307	

奈良県教誨事業後援会は、教誨師会に助成するのが主な事業となっているため、監査において教誨師会の収支決算を要求したが、入手することができなかった。また、奈良市以外の市町村は補助金を支給していない中で、奈良県、奈良県市長会と並んで奈良市が補助金を支給する必要性には疑問がある。しかも、補助金・助成金収入総額は 275 千円であり、後援会の運営管理費 168 千円を上回っていることや、繰越金が補助金・助成金を上回っていることなどから、補助金の必要性について十分検討する必要がある。

11. 奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金(障がい福祉課)

概要	心身に重度の障害を持つため就労の機会が限られている心身障害者を通所させ、自立性や主体性を尊重しながら、軽作業を通して必要な訓練を行い、生きがいと自立性の助長を図るため、心身障がい者福祉作業所に対し、法人運営経費と人件費を補助する。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	基礎経費(人件費)、基礎経費(人件費以外の経費)、加算経費(人件費)の区分に応じ、それぞれ補助基準額と実支出額とを比較していずれか少ない方の額。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	203,284	203,115	208,508
補助金額(千円)	60,636	141,494	143,725

(1) 監査の結果

補助基準を超過した支給額

「奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱」第4条により、補助金の額は補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の金額に決定されることになっている。しかし、平成15年度は191千円、平成14年度は1,961千円、基準額を超過していた(作業所ごとの金額は次ページ 部分)。

これは、要綱に記載されている計算方法の解釈の相違によるもので、担当課は人件費と経費を合算したもので補助金額を計算していたが、要綱の基準では人件費と経費は別々に計算して補助金額を計算すべきであったことによる。また、「補助事業者等の管理・監督を十分に行うべき」の箇所に記載しているいくつかの記載誤りを加味した結果、計算結果が異なっているという理由もある。よって、適切な措置を講じるべきであり、今後はより厳密に計算を行うべきである。

なお、計算の詳細は下表のとおりである。

【平成14年度】

(基礎資料:補助金確定決裁の添付資料)

(基礎資料:収支予算(決算)書)

要綱に基づ(処理)

(単位:円)

	補助基準額						実支出額				実支出額 - 補助基準額	
	人件費		人件費以外の経費		加算経費 (人件費)	人件費計	人件費	対象経費 合計	対象外経費 合計	支出 合計	人件費	経費
	人件費年額	年額	市内居住 者加算	重度 加算額	総計							
1 作業所1	6,750,000	1,140,000	1,500,000	1,026,000	10,416,000	7,776,000	9,549,000	1,908,889	4,831,484	16,289,373	1,773,000	(731,111)
2 作業所2	6,750,000	1,140,000	1,200,000	1,026,000	10,116,000	7,776,000	9,590,050	1,478,866	3,520,805	14,589,721	1,814,050	(861,134)
3 作業所3	5,100,000	300,000	480,000	273,600	6,153,600	5,373,600	5,956,134	1,344,455	1,111,348	8,411,937	582,534	564,455
4 作業所4	5,750,000	600,000	960,000	547,200	7,857,200	6,297,200	7,326,247	1,930,711	2,376,452	11,633,410	1,029,047	370,711
5 作業所5	5,750,000	600,000	960,000	410,400	7,720,400	6,160,400	8,242,042	3,219,949	2,665,597	14,127,588	2,081,642	1,659,949
6 作業所6	5,100,000	300,000	480,000	342,000	6,222,000	5,442,000	7,794,961	2,532,936	1,117,757	11,445,654	2,352,961	1,752,936
7 作業所7	5,100,000	300,000	480,000	68,400	5,948,400	5,168,400	7,270,000	1,532,900	487,100	9,290,000	2,101,600	752,900
8 作業所8	5,100,000	360,000	576,000	342,000	6,378,000	5,442,000	8,481,878	2,750,712	1,358,171	12,590,761	3,039,878	1,814,712
9 作業所9	5,100,000	360,000	576,000	410,400	6,446,400	5,510,400	9,096,000	2,342,539	1,299,193	12,737,732	3,585,600	1,406,539
10 作業所10	5,100,000	300,000	480,000	342,000	6,222,000	5,442,000	5,293,280	2,547,533	2,058,219	9,899,032	(148,720)	1,767,533
11 作業所11	5,100,000	360,000	576,000	273,600	6,309,600	5,373,600	6,539,701	1,332,000	1,610,300	9,482,001	1,166,101	396,000
12 作業所12	5,750,000	600,000	960,000	410,400	7,720,400	6,160,400	6,683,500	1,339,099	1,888,107	9,910,706	523,100	(220,901)
13 作業所13	5,100,000	360,000	576,000	342,000	6,378,000	5,442,000	11,090,273	3,095,074	2,283,845	16,469,192	5,648,273	2,159,074
14 作業所14	5,100,000	300,000	480,000	0	5,880,000	5,100,000	6,135,701	1,601,607	926,178	8,663,486	1,035,701	821,607
15 作業所15	5,100,000	300,000	480,000	0	5,880,000	5,100,000	10,809,191	2,376,649	1,526,652	14,712,492	5,709,191	1,596,649
16 作業所16	5,100,000	300,000	480,000	0	5,880,000	5,100,000	6,135,701	1,893,349	3,036,599	11,065,649	1,035,701	1,113,349
17 作業所17	5,100,000	300,000	480,000	0	5,880,000	5,100,000	6,942,446	1,835,983	927,638	9,706,067	1,842,446	1,055,983
18 作業所18	5,100,000	300,000	480,000	342,000	6,222,000	5,442,000	10,078,147	2,659,162	4,122,593	16,859,902	4,636,147	1,879,162
19 作業所19	5,100,000	300,000	480,000	68,400	5,948,400	5,168,400	6,271,402	983,316	858,780	8,113,498	1,103,002	203,316
20 作業所20	5,100,000	360,000	576,000	0	6,036,000	5,100,000	5,720,000	1,920,882	1,576,514	9,217,396	620,000	984,882
21 作業所21	5,100,000	300,000	480,000	0	5,880,000	5,100,000	6,271,402	1,212,928	1,073,480	8,557,810	1,171,402	432,928
合計	112,350,000	9,180,000	13,740,000	6,224,400	141,494,400	118,574,400	161,277,056	41,839,539	40,656,812	243,773,407	42,702,656	18,919,539

【平成15年度】

(基礎資料:補助金確定決裁の添付資料)

(基礎資料:収支予算(決算)書)

要綱に基づ(処理)

(単位:円)

	補助基準額						実支出額				実支出額 - 補助基準額	
	人件費		人件費以外の経費		加算経費 (人件費)	人件費計	人件費	対象経費 合計	対象外経費 合計	支出 合計	人件費	経費
	人件費年額	年額	市内居住 者加算	重度 加算額	総計							
1 作業所1	6,750,000	1,080,000	1,080,000	889,200	9,799,200	7,639,200	7,660,680	2,168,556	2,821,818	12,651,054	21,480	8,556
2 作業所2	6,750,000	1,080,000	1,080,000	889,200	9,799,200	7,639,200	7,654,300	2,244,665	3,599,849	13,498,814	15,100	84,665
3 作業所3	5,100,000	300,000	480,000	273,600	6,153,600	5,373,600	5,465,172	1,290,557	1,192,304	7,948,033	91,572	510,557
4 作業所4	5,100,000	480,000	768,000	342,000	6,690,000	5,442,000	7,634,848	2,170,601	2,203,842	12,009,291	2,192,848	922,601
5 作業所5	5,750,000	600,000	960,000	410,400	7,720,400	6,160,400	8,444,357	3,413,612	5,718,571	17,576,540	2,283,957	1,853,612
6 作業所6	5,100,000	300,000	480,000	342,000	6,222,000	5,442,000	8,103,370	2,196,525	1,690,040	11,989,935	2,661,370	1,416,525
7 作業所7	5,100,000	300,000	480,000	0	5,880,000	5,100,000	7,270,000	1,537,900	440,000	9,247,900	2,170,000	757,900
8 作業所8	5,100,000	360,000	576,000	342,000	6,378,000	5,442,000	8,311,310	2,855,565	1,557,540	12,724,415	2,869,310	1,919,565
9 作業所9	5,100,000	420,000	672,000	478,800	6,670,800	5,578,800	9,855,000	3,196,245	1,511,400	14,562,645	4,276,200	2,104,245
10 作業所10	5,100,000	360,000	576,000	410,400	6,446,400	5,510,400	5,686,344	2,573,695	1,836,406	10,096,445	175,944	1,637,695
11 作業所11	5,100,000	360,000	576,000	205,200	6,241,200	5,305,200	5,961,000	1,446,324	1,583,521	8,990,845	655,800	510,324
12 作業所12	5,750,000	720,000	1,152,000	342,000	7,964,000	6,092,000	7,250,000	1,699,933	1,676,067	10,626,000	1,158,000	(172,067)
13 作業所13	6,750,000	1,020,000	1,632,000	684,000	10,086,000	7,434,000	15,964,500	3,410,121	3,081,779	22,456,400	8,530,500	758,121
14 作業所14	5,100,000	300,000	480,000	0	5,880,000	5,100,000	6,135,701	1,660,000	970,000	8,765,701	1,035,701	880,000
15 作業所15	5,100,000	300,000	480,000	0	5,880,000	5,100,000	10,809,191	2,376,377	1,517,554	14,703,122	5,709,191	1,596,377
16 作業所16	5,100,000	300,000	480,000	0	5,880,000	5,100,000	5,735,701	1,910,000	2,260,000	9,905,701	635,701	1,130,000
17 作業所17	5,100,000	300,000	480,000	68,400	5,948,400	5,168,400	6,799,106	1,843,361	1,387,871	10,030,338	1,630,706	1,063,361
18 作業所18	5,100,000	300,000	480,000	342,000	6,222,000	5,442,000	10,078,147	2,458,788	3,659,030	16,195,965	4,636,147	1,678,788
19 作業所19	5,100,000	300,000	480,000	68,400	5,948,400	5,168,400	6,271,402	926,739	777,112	7,975,253	1,103,002	146,739
20 作業所20	5,100,000	360,000	576,000	0	6,036,000	5,100,000	7,669,400	916,529	1,551,963	10,137,892	2,569,400	(19,471)
21 作業所21	5,100,000	300,000	480,000	0	5,880,000	5,100,000	6,271,402	1,181,906	1,019,061	8,472,369	1,171,402	401,906
合計	113,350,000	9,840,000	14,448,000	6,087,600	143,725,600	119,437,600	165,030,931	43,477,999	42,055,728	250,564,658	45,593,331	19,189,999

補助金等交付申請書および補助金の概算払理由書の不備

「補助金等交付申請書」等の提出順に、年 3 回(予算承認 H15.4.21、H15.7.25、H15.8.7、交付予定 H15.5.9 H15.8.25 H15.9.10)に分けて交付手続を行っている。しかし、「補助金等交付申請書」および「補助金の概算払理由書」の提出日付はすべて H15.4.1 となっており、実態に即した日付が記載されていない。なお、「補助金等交付決定通知書」には実際の通知日が記載されており問題はない。

補助事業者等の管理・監督を十分に行うべき

平成 15 年度の収支決算書およびその他の添付書類をレビューした結果、多くの記載誤りが発見された。よって、サンプル範囲を広げ、平成 14 年度の収支決算書およびその他の添付書類についてもレビューした結果、同様に多くの記載誤りが発見された。資料を審査することは補助事業者等の管理・監督を行うことであるということを認識し、記載内容のチェックを十分に行う必要がある。なお、詳細は以下のとおりである。

	作業所名	検証の内容
平成 15 年度	作業所 4	「職員の状況」の旅費は 40,000 円となっていたが正しくは 23,600 円であり記載が誤っていた。
	作業所 5	「収支決算書」の支出の部の給食費が 17,852 円となっていたが正しくは 17,352 円であり記載が誤っていた。
	作業所 10	「収支決算書」の支出の部に借入金返済 200,000 円が記載されておらず、合計額と整合していなかった。
	作業所 11	「収支決算書」の収入の部の事業収益が 99,245 円となっていたが正しくは 99,645 円であり記載が誤っていた。
	作業所 12	「職員の状況」の旅費は 190,000 円となっていたが正しくは 113,980 円であり記載が誤っていた。
平成 14 年度	作業所 3	「収支状況報告書」の収入の部の計が 8,621,836 円となっていたが正しくは 8,590,836 円であり記載が誤っていた。
	作業所 5	「職員の状況」の通勤手当欄の合計が 28,800 円となっていたが正しくは 288,000 円であり記載が誤っていた。
	作業所 8	「職員の状況」の人件費の計が 8,481,078 円となっていたが、正しくは 8,481,878 円であり記載が誤っていた。また、「収支状況報告書」の支出の部の人件費計が 8,481,078 円となっていたが、正しくは 8,481,878 円であり記載が誤っていた。
	作業所 11	「職員の状況」の共済費(事業主負担分)の合計欄が 216,000 円と記載されていたが、正しくはゼロであり、記載が誤っていた。
	作業所 12	「収支状況報告書」の収入の部の計が 9,910,706 円となっていたが、正しくは 10,026,701 円であり記載が誤っていた。
	作業所 16	「収支状況報告書」の収入の部の計が 11,065,649 円となっていたが、正しくは 11,145,649 円であり記載が誤っていた。また、支出の部の通信運搬費が 126,218 円となっていたが、正しくは 126,128 円であり記載が誤っていた。

さらに、平成 15 年度の作業所 7、作業所 14、作業所 16、平成 14 年度の作業所 7、作業所 11 の収支決算書をレビューしたところ、千円未満の端数が全く出ていなかった。調査を依頼したが、平成 15 年度および平成 14 年度の証憑書類は残っておらず、また口頭による取引も含まれているとの回答を得た。これらから、収支決算書は正確に作られているとは考えにくく、上記の記載誤りも含め不正に支出があったと疑われても仕方がない決算書となっている。

また、「奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱」第 6 条(管理運営責任者の遵守事項)には、作業所の管理に関する帳簿などの整備を行うことがうたわれており、これに抵触していることになる。そのうえ、証憑書類の保管や口頭による取引の禁止などは基本的な事項であり、障がい福祉課の指導が不十分であることは明らかである。また、規則等で帳簿整備がうたわれている以上、管理運営責任者の遵守事項に違反するような団体に対しては、管理監督を十分に行う必要がある。

補助対象団体の毎年度の見直しについて

上記 に関連して、補助支給を続ける中で、補助対象団体の厳格な審査が要求される。補助対象団体になるためには、「奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱」第 3 条 1 項において、「作業所の運営について、あらかじめ市長の承認を受けたもの」がなれる。「市長の承認」を受けるための基準は要綱第 2 条に規定されているが、その審査ポイントなどは決裁書に明確になっていない。福祉という補助支給の趣旨からして、ある程度弾力的な運用を行うことは容認できるものの、現状の補助先の報告状況を鑑みるに、補助対象となった後は、運営面も考慮にいれた補助金の審査基準やマニュアルなどを定めて補助の継続を検討すべきと考える。

補助基準にかかる加算金の見直し

「奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱」第 4 条および別表にて、「市長が別に定める福祉作業所」については通常月額通所者 1 人当たり 5,000 円が補助基準額となるところ、同 8,000 円になるとしている。しかし、「市長が別に定める福祉作業所」が要綱などでは明確になっておらず、運用上、一部は 5,000 円であるが、その他の作業所は 8,000 円を支給している。

それらを区分している理由としては、5,000 円の作業所は、別途補助金があるからとも考

えられるが、いずれにしても、それらを区分する明確な基準が存在しないため、基準を含めて加算金の見直しを行うべきである。なお、監査人が試算した結果、全て 5,000 円の支給とすると、平成 14 年度は 13,740 千円が 9,600 千円、平成 15 年度は 14,448 千円が 9,840 千円となり、それぞれ 4,140 千円、4,608 千円の補助金支給額が減額することになる。

(2) 意見

「奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱」の不備

奈良市社会福祉協議会の決算書によると、複数の活動を行っている関係上、23 部門が存在しており、部門ごとの決算を行っている。23 の部門があるうち、当該補助事業の対象となるのは 1 部門であり、それに対して補助を行っている。しかしながら、社会福祉協議会で共通にかかる経費、つまり 23 部門全てに関係する経費は各部門に何らかの按分計算を行っていると推測され、その経費の割り振り如何では、補助対象経費と補助対象外経費に按分される経費もあるため、補助金額が変わることが予想できる。

ここで、補助金の額は、「奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱」第 4 条および別表にて、基礎経費(人件費)、基礎経費(人件費以外の経費)、加算経費(人件費)に分類した上で、それぞれの限度額の合計額としている。そして、基礎経費(人件費以外の経費)として補助対象経費になるものは、「福祉作業所の運営に必要な需用費(賄材料費は除く。)、役務費、使用料及び賃借料、報償費並びに旅費」と記載している。しかし、具体的な内容や各科目内の基準については明確な基準がない。よって、按分計算に恣意性を介入させないためにも、例えば、使用料および賃借料でも特定のものに限定させるなど、補助対象経費を明確にする必要がある。なお、監査を実施したなかで、社会福祉協議会の経費の処理方針が明確でなかったため、補助対象経費の算定誤りなどは発見されなかった。

12. 少額補助金の総合的な見直しについて(意見)(障がい福祉課)

障がい福祉課では、少額の補助金を下表のように支給している。

(単位:千円)

補助先	団体の収入 合計額	団体の 事業費合計額	奈良市 補助金	繰越金額	収入に占める 奈良市の補助金割合
障害者団体A	2,527	2,550	90	133	3.6%
障害者団体B	930	899	180	67	19.4%
障害者団体C	1,870	1,851	90	19	4.8%
障害者団体D	5,993	4,677	90	8,929	1.5%
障害者団体E	496	456	90	645	18.1%
障害者団体F	544	455	50	368	9.2%

奈良市としては、各障害者団体との友好を維持するためにも、たとえ少額であっても支出する意義はあると考える。しかしながら、奈良市の補助金が各団体の収入合計に占める比率を考えると、各団体への貢献度合いは低いと言わざるを得ず、また、繰越金額が多額になっている団体もあることや、そもそも補助金の性格に馴染まず、活動奨励報奨金などという性格もあることから、補助金という支給形態にこだわらずに、総合的に補助金を見直す必要があると考える。

13. 複数補助金等についての手続き上の不備(監査の結果)(障がい福祉課)

障がい福祉課の補助金についてサンプル検証した結果、規則どおりになっていないものがあった。その結果は、以下のとおりであり、今後は規則に従った手続きを行うべきである。

補助金の名称							
障害者団体 A に対する活動補助金	×	×					
障害者団体 B に対する活動補助金	×	×		×			
障害者団体 C に対する活動補助金	×	×	×	×	×	×	×
障害者団体 D が開催する音楽祭補助金		×					
障害者団体 E に対する活動補助金	×	×		×			
障害者団体 F に対する活動補助金	×	×		×			
障害者団体 G に対する活動補助金	×	×		×			×
障害者団体 H に対する活動補助金	×	×		×			×
障害者団体 I が開催する大会事業補助金		×					
障害者団体 J に対する活動補助金	×	×	×	×			
障害者団体 K に対する活動補助金	×	×		×			

:問題点なし ×:問題点がある

補助対象事業等が終了した段階で、その実績報告を受けず、補助金交付確定手続も行っていない。

「補助金等交付決定通知書」の「支払予定日」欄が空欄のまま、通知書が発行されている。

「補助金の概算(または前金)払理由書」を入手しているが、「支払いの時期」欄が空欄のままとなっているものがある。

「補助金の概算(または前金)払理由書」の日付が「支出負担行為伺書」の決裁日より遅く、補助金等の前払い申請がなされていないにもかかわらず、支払いが承認されている。

「補助金等交付決定通知書」の決裁日が、「支出負担行為伺書」の決裁日より遅く、交付決定されていないにもかかわらず、支払いが承認されている。

補助金等交付確定手続として「補助金等交付確定通知書」を発行するが、決裁日付ではなく起案日付で通知している。

「補助金等交付申請書」に、「事業計画書」や「収支予算書」が添付されていない。

また、以下の事業は、前記したもののほかに手続きに不備があったものである。今後は留意されたい。

(社会福祉施設等施設整備費補助金)

工事業者からの引渡証が、単純ミスにより「H16.3.10」と記載すべき日付が「H15.3.10」と記載されていた。また、検査時に事務職員が立ち会っているが、写真などの記録が残っていなかった。

14. 万年青年農園事業補助金(高齢福祉課)

概要	市内休耕田の有効活用と万年青年クラブ会員の健康保持増進、親睦のため、地区万年青年クラブ連合会(39 団体・地区)に対して運営費や農地所有者への技術指導料などを補助するもの。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	申請回数と農園面積に応じて耕うん料相当額、技術料相当額、運営費相当額が規定されている。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	1,124	959	943
補助金額(千円)	474	385	385

(1) 意見

補助金廃止の検討

当該補助金は、市内にある休耕田の有効活用と、万年青年クラブ会員の健康保持増進や親睦を目的とし、昭和 55 年度から開始されたものである。平成 15 年度は 9 地区連合会、19 箇所農園が開設され、合計 150 人の会員が万年青年農園で農作業を行っている。制度を利用している地区連合会・会員が限定されていること(39 地区中 9 地区、20,376 人中 150 人)、事業報告書によると収穫した野菜は主に耕作者の家庭で消費されていること、万年青年クラブ地区連合会や万年青年クラブへの補助金(レクリエーションや健康増進事業にかかる経費の補助)と当該補助金の運営費相当額とが重複することなど、補助金の支出根拠は薄いと云わざるを得ない。なお、当該団体は「万年青年クラブ等活動補助金」と受益者が重複している。

また、当該制度の利用は奈良市万年青年クラブ連合会に属する万年青年クラブ連合会のみが対象となっているが、この事業の他に経済部農林課が所管し、広く市民が利用することができるものとして市民農園という制度が準備されている。しかしながら、市民農園の利用者・所有者への補助金は現在交付されていないことも勘案しつつ、これらの補助金の整理・統合を検討すべきである。

15. 万年青年クラブ等活動補助金(高齢福祉課)

概要	老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に資するため、奈良市万年青年クラブ連合会(1 団体)、地区万年青年クラブ連合会(39 団体)および万年青年クラブ(308 団体)に対し、社会奉仕活動や健康増進事業、レクリエーションにかかる経費として交付される補助金。 万年青年クラブへの補助金については、国が定めた基準額の 3 分の 1 の補助を国から受けているが、奈良市では補助金額を上乗せして交付していると同時に、国の補助対象外の小規模クラブに対しても一定額の補助を行っている。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	奈良市万年青年クラブ連合会 194,000 円 + (72 円 × 会員数) 地区万年青年クラブ連合会 14,000 円 + (80 円 × 会員数) 万年青年クラブ 適正クラブ(会員数 50 人以上) 63,600 円 小規模クラブ(会員数 25 人以上) 34,800 円		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	112,270	104,596	101,349
補助金額(千円)	35,609	30,818	29,850

(1) 意見

補助金の交付方法

補助金の交付に当たっては、6月に実施される地区万年青年クラブ連合会会長の会合の日に会長に現金を手渡し、各クラブの代表に渡すよう依頼している。しかし、補助目的に照らし支給の事実を明確にするため、また、支給の安全面を考えて、クラブ名義で振込みにもすることもひとつの方法である。

16. 奈良市社会福祉施設等施設・設備整備費補助金(保育課)

概要	待機児童の減少を図り、多様化する児童福祉を確立するため、民間保育園に対し、施設整備および設備整備に係る費用を補助する。		
根拠法令・条例	「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)		
算定方法及び負担割合	国:基準額(施設、設備ごとに積み上げ)×2/3 市:基準額(施設、設備ごとに積み上げ)×1/3 基準額は国の要綱で詳細に定められている。		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	-	310,862	243,050
補助金額(千円)	-	126,713	119,186

(1) 意見

事業目的に照らした待機児童数等の検証

当該事業の目的は待機児童を減少させるという目的であるが、それが達成できているかを検証するために待機児童の推移を追ってみた。

【待機児童数の推移】

(単位:人)

	H11/2	H12/2	H13/2	H14/2	H15/2	H16/2
定員(人)	4,385	4,465	4,505	4,715	4,755	4,875
入所数(人)	4,456	4,519	4,674	4,865	4,923	5,065
待機児童数(人)	276	496	494	485	392	417
待機割合(÷)	6.3%	11.1%	11.0%	10.3%	8.2%	8.6%

(注1) 平成16年12月の待機児童は564名に増えている。

(注2) 平成15年2月から待機児童の算定基準が変更されているが、上表では比較可能性のため、従来基準の待機児童数としている。

定員は設定しているものの、定員以上の収容は容認されている。しかし、最近の会計検査院の指摘により、定員の1.2倍以上の状態が3年以上続けば定員の引き上げが必要に

なるとのことである。また、待機児童数が増加する理由としては、核家族化の進行、女性の社会進出、親の病気などがあるとのことであった。待機児童率は減少傾向にあるものの、依然と400名を超えており、かつ、平成16年12月には564名になっており、決して改善されているとは言えない数値となっている。

よって、当該補助金等だけの問題ではないが、待機児童数を改善させるように、将来人口や保育園に対する需要予測等なども勘案して幼稚園などその他の施策とも連携しつつ目標値に近づける努力が必要である。

17. 奈良市解放保育研究会運営補助金(保育課)

概要	乳幼児から部落の完全解放を担いうる資質を養うために保育内容を創造し実践していくため、奈良市立保育園の保育士が中心になって組織する奈良市解放保育研究会に、研究部会費などの経費に対応する額を予算の枠内で補助する。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	研究部会費などの経費に対応する額を予算の枠内で補助する。		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	1,060	971	948
補助金額(千円)	300	270	200

(1) 監査の結果

解放保育研究会では、専門部会を主催する指定園を毎年度4つ指定し、年に3~4回の研究、発表を行っている。この経費として各専門部会に90千円を前渡している。平成15年度の用途は以下のとおりである。

(単位:千円)

専門部会	子どもの生活 とことば (都南保育園)	子どもの生活 と環境 (春日保育園)	子どもと からだ育て (右京保育園)	子どもの 集団づくり (三笠保育園)
講師代	40	60	40	60
絵本購入	50	28	-	7
デジカメ購入	-	-	24	-
CDラジカセ	-	-	-	9
その他	-	1	25	13
合計	90	90	90	90

専門部会	子どもの生活 とことば (都南保育園)	子どもの生活 と環境 (春日保育園)	子どもと からだ育て (右京保育園)	子どもの 集団づくり (三笠保育園)
専門部会の開催回数	4回	4回	3回	4回
講義一回当たりの講師代	20	30	20	20

補助金の使途が不適切

4つのうち3つの専門部会において絵本購入がなされているが、今後の保育について議論を行う当該専門部会の趣旨からすると、特に絵本購入は必要ないものと思われ、渡しきりの補助の残額を絵本購入にあてていることは否めない。例えば、当該補助金以外に、都南保育園へは平成15年度に575千円を事務用消耗品費として支出しており、絵本購入に関しては二重に支給していることになる。なお、絵本残高や使途については保育課では特に把握していないため、絵本が有効に利用されているかは判明しなかった。また、「子どもとからだ育て」専門部会のデジカメの購入についても同様と考えられる。よって、これらの弊害を防ぐためにも資金を前渡しせず、必要に応じて解放保育研究会が購入して支給するという方法に変更すべきである。

講義一回当たりの講師代の統一

各専門部会では独自に講師を招き、講義費用を支払っているが、講義一回当たりの講師代が統一されておらず、他の専門部会では一回20千円であるのに対し、「子どもの生活と環境」専門部会では一回30千円である。講師によって単価を変更することは特に問題ないものの、内容を検証した結果、統一性がなかった。よって、所定の単価を決めておき、それにしたがって支給を行うべきである。

18. 公衆浴場生活衛生同業者組合補助金(生活衛生課)

概要	衛生教育の実施・設備の改善・健康診断等を通じ会員相互の親睦と、公衆衛生の向上および増進のために、奈良市浴場組合に対して支出している補助である。		
根拠法令・条例	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律		
算定方法及び負担割合	予算の範囲内		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	3,000	2,653	2,437
補助金額(千円)	1,629	1,500	1,500

(注)平成 13 年度まで市民生活部衛生課の所管だった。

(1) 監査の結果

補助対象経費の明確化と決算書審査の必要性

実績報告時に決算書、事業報告の提出をうけるのみで、担当課は内容の精査を行っていなかった。そのため、監査人が平成 15 年度の収支決算書をレビューした結果、活性化事業 340 千円、組合事業助成 810 千円、交際渉外費 520 千円が支出されている。うち交際渉外費 520 千円については、廃業した施設への饞別に 100 千円、見舞金として 10 千円、香典お供えに 23 千円、市議選差し入れに 33 千円が支出されていたことが発見された。当該事業は補助対象経費が明確に定められていないため、明確には紐付けできない部分もあるものの、これらの支出は市の補助金の目的からして、経費として不適切である。

同じく交際渉外費として県浴場組合総会参加者の交通費・食事代として 90 千円(5 千円×18 人)、役員交通費・交際費として 120 千円(30 千円×4 人)が一律で支出されているが、それらは実費清算とすべきである。

補助金の交付目的を助案したうえで補助対象経費を組合事業の助成や活性化事業にかかる費用に限定すると同時に、実績報告時には決算書とその明細、領収書を入手して内容の精査を行う必要がある。

19. 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金(保健予防課)

概要	雇用されることが困難な精神障害者が自活できるよう必要な訓練を行い、作業の機会を与えることにより社会復帰の促進を図るため、市内に所在する精神障害者小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人、医療法人等に対し、給料、賃金、使用料および賃借料などの運営経費を補助する。		
根拠法令・条例	精神保健および精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)		
算定方法及び負担割合	補助金交付要綱の基準額 10,999 千円(= 月額 916,660 円 × 12 ヶ月) × 4 箇所 = 43,999 千円の 1/4 (残り 1/2 は国庫、1/4 は県負担)		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	-	56,939	60,475
補助金額(千円)	-	44,000	43,999

(1) 監査の結果

資金収支決算内訳表および貸借対照表の未入手

「奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱」第 8 条に規定しているように、補助対象事業が完了したときは、資金収支決算内訳表と貸借対照表を入手することが要求されているが、入手していなかった。これは、補助先の決算作業に日数がかかるため、6 月にならなければ決算書が確定しないために入手できていなかったものである。しかしながら、翌年度の補助を検討するためにも、事後的にでも補助対象法人の財務状況を十分に把握しておくことが必要である。

補助事業者等の管理・監督を十分に行うべき

実績報告書の提出と合わせて交付先より提出される平成 15 年度の収支決算書をレビューした結果、4 施設ともに以下の記載誤りが発見された。資料を入手した際には、少なくとも記載内容のチェックを行う必要がある。また、「収支決算書」や「収支予算書」には、法人名、セグメント名、年度、金額単位、作成日付、確定版か否か等の記載のないものが多く見受けられた。これ以外の報告書も含め、基本的な記載事項であるため必ず記載しておく必要がある。資料を審査するということは補助事業者等の管理・監督を行うことであるということを認識し、記載内容のチェックを十分に行う必要がある。

- 「補助金等交付申請書」に添付されている「収支予算書」の前年度収入決算額が誤っており、社会福祉法人寧楽ゆいの会の決算報告書と不一致となっていた。
- 「補助金等交付申請書」に添付されている「経費所要予定額調書」の基準額が記載

されていなかった。

- 「補助金等交付申請書」に添付されている「前年度収支決算書」の増減額について、プラスとマイナスが区別されていなかった。
- 「補助事業等実績報告書」に添付されている「経費所要額調書(全体)」の基準額合計が誤っていた。

20. 原爆被害者の会奈良支部運営補助金・事業補助金(保健予防課)

概要	奈良県原爆被害者の会(わかさの会)奈良支部に対し、会員親睦の促進、医療、生活等の向上を図るとともに、原水爆禁止運動の啓発を促進することを目的として、会議費などの対象経費に対応する額を予算の枠内で補助する。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	会議費などの対象経費に対応する額を予算の枠内で補助する。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	359	660	467
補助金額(千円)	200	180	160

(1) 監査の結果

補助金支出に目的外使用の疑義がある

奈良県原爆被害者の会(わかさの会)奈良支部に対して、運営補助金として80千円、事業補助金として80千円の補助金を交付している。これに対応して、実績報告時に、活動経費収支決算書および社会見学事業収支決算書を入手しているが、社会見学事業収支決算書に誤った内容が記載されていたことが判明した。

	誤	正
社会見学事業収支決算書 調査資料費 90 千円	平成 15 年 8 月 6、9 日 広島、 長崎平和祈念祭代表参列に伴 う資料代 30 千円×3 名	全会員 73 名に対する記念 品代 196 千円の一部

この結果、記念品代 196 千円のうち 90 千円が社会見学事業収支決算書に、残りの 106 千円が活動経費収支決算書に計上されていることが明らかとなったが、調査資料費に計上されている記念品代は補助金支出の目的に則しておらず、不適切な支出といわざ

るをえない。本来ならば、原爆被害者を特定させるための調査費用などに対して支出され、それに対して補助を行うべきである。よって、団体に対し適切な措置を講じるべきである。

なお、平成 15 年度の各決算書は次のとおりである。

社会見学事業収支決算書 (単位:千円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	21	行動旅費 (注)	11
奈良市運営補助金	80	調査資料費	90
収入の部 合計	101	支出の部 合計	101

(注)「ピースリレー2003 なら」への参加費用など。

活動経費収支決算書 (単位:千円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	449	本部分担金	101
会費	196	会議費	86
奈良市運営補助金	80	行動費・旅費・事務費等	64
奈良市社会福祉協議会助成金	50	調査資料費その他	106
雑収入	10	慶弔費	7
		次年度繰越金	419
収入の部 合計	785	支出の部 合計	785

【環境清美部】

21. 事業推進および環境保全対策助成金(米谷町)(土地改良清美事務所)

概要	奈良市南部土地改良清美事業推進協議会に対して、昭和 50 年に結ばれた協定書に基づき、当該地元対策費の一環として助成金を支給し始めた。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	15 年度支出は平成 8 年度の協定更新にもとづき、定額として 800 万円の助成金を支出している。協定書の有効期間は 10 年間。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	-	-	-
助成金額(千円)	8,000 (定額分)	8,000 (定額分)	8,000 (定額分) 3,200 (事業推進分)

(注)事業を行うための補助ではないため、事業費合計は記載していない。

(1) 意見

助成金の目的に照らした確認の必要性

助成金の中にも、事業推進助成金、環境保全対策助成金、さらには個別の事業に対する助成金と 3 種類存在する。したがって、当初は助成金の目的を明確にした上で、支給されていたと考えられる。特に環境保全対策助成金は、不法投棄の監視など環境を保全する活動に対して支出される助成金であるため、助成団体の活動実績を把握しつつ助成金の有効活用を促すことが必要である。そのためには、行政はただ協定に基づいて助成金を支出するだけでなく、助成金を生かした地域の活性化支援も併せて視野にいれ、地域の指導力の育成、向上が求められると考えられる。

助成金支給の方向性

平成 18 年度に契約の更新を迎え、助成金支給開始から 30 年を迎える。基本計画には 20 年という期間を設けているものの、助成金の受益者、処分場の使用状況等を勘案したうえで、助成金額と期間を見直すべきである。

なお、処分場は協定を更新し続けるのではなく、循環型社会形成が推進されるなか、ごみの減量・分別、ごみ質の多様化、処理技術の向上等を総合的に勘案し、残存稼働年数を地元の合意を得ながら設定する必要があると考えられる。

【経済部】

22. (社)奈良市観光協会補助金(観光課)

概要	奈良市の観光事業を発展させるため、(社)奈良市観光協会の管理費と事業費に対して補助を行う。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	奈良市観光協会の管理費と事業費(市が補助金を支出すべきでないと判断される事業を除く)。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	115,973	104,380	99,490
補助金額(千円)	99,756	83,900	84,525

(1) 監査の結果

人件費補助の支給の妥当性

観光協会では専任職員が7名いるが、その職員人件費は奈良市補助金負担分と協会負担分がある。3名については100%補助、4名については3分の2を補助を行うことになっている。しかし、平成15年度については超過勤務手当が混在するものの、下表のように職員人件費のうち1,219千円は補助対象外と考えられる。また、負担割合は予算策定時の協議事項と考えられるが、奈良市と観光協会の両者間で文書化しておく必要がある。

(単位:円)

	給与	社会保険料	勤福等福利厚生	合計	備考
A氏	3,697,140	550,237	9,900	4,257,277	奈良市100%負担
B氏	10,717,628	53,588		10,771,216	"
C氏	8,808,726	44,044		8,852,770	"
D氏	4,972,161	36,000	5,400	5,013,561	奈良市3分の2負担
E氏	5,742,218	865,293	9,150	6,616,661	"
F氏	4,410,131	692,922	9,150	5,112,203	"
G氏	4,721	73		4,794	"
H氏	3,576,107	516,271	9,150	4,101,528	"
合計	41,928,832	2,758,428	42,750	44,730,010	
			うち補助金額	39,000,000	

100%負担分	23,881,263
3分の2負担分	13,899,165
奈良市が負担すべき額	37,780,428
差額(-)	1,219,572

補助対象事業ごとの精査が必要

下表の平成 15 年度収支計算書によると、平成 15 年度だけで 2,840 千円の繰越が生じている。これは補助対象事業ごとに精査していないことが主因と考えられる。

H15 収支計算書概要

収入の部		支出の部		適用	
会費	11,076	管理費	48,243	うち補助金	39,000
事業収入	3,065	事業費	51,247		
事業補助金	84,524	補助対象事業	46,343	うち補助金	45,524
受託料	84,871	協会単独事業	4,904		
負担金収入	1,719	受託運営事業費	84,871		
雑収入	2,066	特定預金支出	120		
当期収入合計	187,321	当期支出合計	184,481		
		当期支出差額	2,840		

(注) 特定預金支出とは、公用車2台とパソコンの更新用積立である。

その原因の1つは、補助対象事業の予算・決算状況にあるように、補助対象事業にかかる支出の予算と決算で 2,126 千円の不用額が生じていることにある。決算額の縮小は観光協会の経費縮減努力による部分もあると考えられるが、今後、繰越金を必要以上に増やさないようにするために、まずは、補助対象となる事業の精査を十分に行うことが必要である(平成 15 年度では、協会の補助金要望額(予算額)がそのまま奈良市補助金決定額になっているものが 90%ある)。そのうえ、基金での運用を検討する、補助金額を決定する際に前期の繰越金額を考慮する、補助事業に対する補助率を検討するなどの対策を検討すべきである。

【補助対象事業の予算・決算状況】

(単位：千円)

事業補助金内訳	当期 予算額	補助金 要望額	奈良市 補助金 決定額	協会負担額 (予算)	決算	協会負担額 (決算)	協会負担額 差額
観光客誘致受入対策事業	7,540	6,880	6,880	660	6,457	423	1,083
観光土産品研究開発事業	116	116	116	0	116	0	0
観光土産品見本市開催	288	288	288	0	288	0	0
外国人観光客受入通訳派遣	2,122	2,122	2,122	0	2,121	1	1
観光産業振興事業	2,835	2,835	2,835	0	2,565	270	270
伝統行事事業	15,242	14,237	14,237	1,005	14,951	714	291
ミス奈良選定事業	2,000	2,000	2,000	0	1,945	55	55
京・伊賀・大和広域観光推進協議会事業	226	226	226	0	226	0	0
姉妹都市歓迎事業補助	800	800	800	0	971	171	171
夏のイベント補助	1,280	1,280	1,280	0	1,280	0	0
佐保路三観音特別公開補助	1,000	1,000	1,000	0	871	129	129
奈良市観光情報サービスネット作成補助	2,640	2,640	2,640	0	2,640	0	0
奈良市内地図作成補助	900	900	900	0	851	49	49
別府大宰府観光交流事業補助	1,000	1,000	1,000	0	735	265	265
広告宣伝費補助	2,700	2,700	2,700	0	2,555	145	145
唐招提寺鑑真和上来朝1250年記念行事PR補助	1,000	1,000	1,000	0	1,000	0	0
武蔵こころのふるさと「奈良柳生物語」実行委員会負担金補助	4,000	4,000	4,000	0	4,000	0	0
エージェンツ各社奈良ツアー企画商品開発経費補助	1,500	1,500	1,500	0	1,491	9	9
合計	47,189	45,524	45,524	1,665	45,063	461	2,126

23. 平城遷都祭実行委員会負担金(観光課)

概要	国際性豊かな文化を再現し、日本人の心のふるさと奈良の「祭」として定着させることなどを目的に、平城遷都祭実行委員会に対して支出している負担金。実行委員会事務局は奈良市観光課が担当している。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	歳出予算から雑入を引いた金額。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	34,968	27,929	24,845
負担金額(千円)	32,808	24,386	23,738

(1) 意見

補助先の見積りの妥当性

委員会から遷都祭の企画、会場設営、会場運営など、事業費の約 8 割を協同組合へ委託している。同組合は関連業者が作っているもので、請けた仕事はその組合メンバーである業者が実施している。観光課は委託にあたっての見積書の提出をうけた際に、明細の金額チェックは困難であるとして内容のみ確認しているが、監査において、同組合が提出した見積金額を検証するため、サンプルを抽出して他社の単価との比較を行ったところ、他社の 3～5 倍で積算されているものが数点発見された。また、同じ性能のものでも、単価が異なるものもあった。

【見積り単価の他社比較(1 日レンタル料)】

(単位:円)

品名	種類・性能	同組合 見積り単価	監査人調査 による単価
業務用トランシーバー	HANDY TALKIE (1W) モトローラー製	10,000	2,310
電気ポット	CW-PU30(870W、3リットルタイプ) 象印製	2,000	1,575
発電機	EX-2000(2KW ガソリン使用) HONDA 製	11,000	7,350
ワイヤレスマイク	ATW-T88(B 型 800 メガヘルツ、ボーカル型)	7,000	2,100

(注 1) 監査人調査による他社単価は、Web ページから同品名を抽出した。なお、品番、種類、性能までは特定できていない。

監査人が上記の単価比較を提示した後、観光課が詳細に調査を行った。その結果、性能の違いや搬入手数料を含むか否かの違いであるということであり、その説明は合理的であると判断した。しかしながら、同組合への委託は随意契約でしかも 1 団体への見積りとなっているため、今後は上記の単価検証を含め、より厳密に見積りの審査を行うべきあり、

競争原理を導入した契約への変更などを検討すべきである。

24. 柳生観光協会補助金(観光課)

概要	柳生地区の観光振興を目的とし、柳生観光協会に対し支出している補助金。奈良市は補助金とは別に、家老屋敷、駐車場(駐車場は市の施設のため、利用料金は市の収入となる)、陣屋跡の管理費を委託料として支出している。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	協会事務局長の人件費をもとに補助金額を決定している。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	5,542	4,863	4,817
補助金額(千円)	3,850	3,640	3,620

(1) 意見

補助対象経費の明確化と決算書審査の必要性

実績報告書、歳入歳出決算書、事業報告(日時ごとに会議やイベントなど活動内容を記したものを)入手しているが、担当課は内容の審査は特に行っていない。監査に際し、決算書の費用の一部について明細を入手したところ、会議費のなかに 18 名に対する慰労会の費用 94,815 円が、渉外費として香料(5,000 円×2 件)が計上されていることが判明した。しかし、このような支出は補助の目的に照らせば合理的とは考えられない。よって、このような費用を補助対象経費にしないためにも、要綱等で補助対象経費を明確に規定するとともに、それに適した支出がなされているか観光課で精査をしなければならない。

また、11月10日のマスコミ報道で、柳生観光協会が市からの事業補助金のうち事務局長に支払うべき人件費から社会保険、厚生年金などの掛け金分年間 40 万円を平成 13 年度 4 月から社会保険庁に支払わず、不正流用を行っていたとの事実が発覚した。当協会への奈良市の補助金額は事務局長の人件費をもとに算出されているが、要綱などで補助対象経費が人件費と定められているわけではない。よって厳密には流用とは言いがたいが、協会として当然支出すべき保険や年金の掛け金が支出されていなかったことについては、平成 13 年度の実績報告の段階で担当課が把握し指導する必要があったといえる。このことから、補助対象経費の明確化と、決算書の十分な審査が必要である。

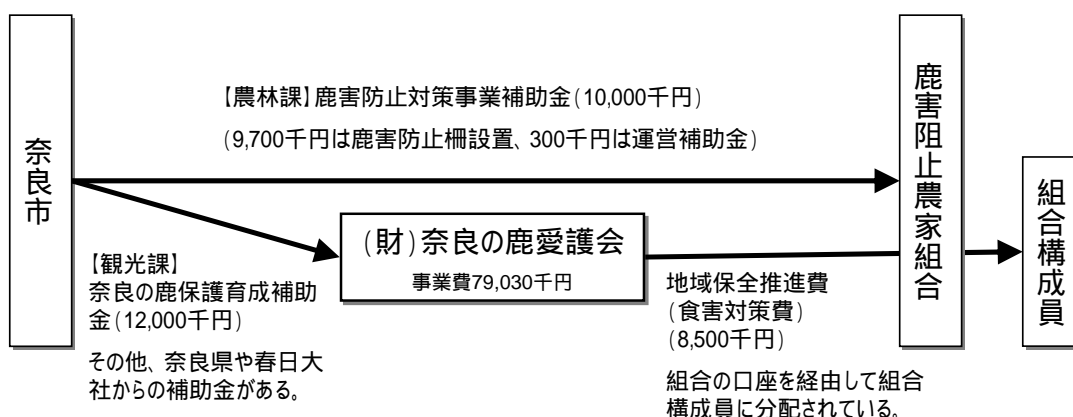
25. 奈良の鹿保護育成補助金(観光課)

概要	奈良の鹿の保護育成を目的として、奈良の鹿の保護や鹿害対策等を実施する(財)奈良の鹿愛護会に対して支出する補助金。奈良市のほか、奈良県や春日大社も補助金を交付している。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	自治体からの補助金 30,000 千円(金額は確定)を奈良県:奈良市 = 3:2で負担している。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	80,360	81,032	79,030
補助金額(千円)	12,000	12,500	12,000

(1) 意見

補助金支給に対する不透明感

(財)奈良の鹿愛護会および鹿害阻止農家組合に対しては、以下のようなルートで補助金支給が行われている。



鹿害阻止農家組合に対して(財)奈良の鹿愛護会から食害対策費として 8,500 千円が支給されている。(財)奈良の鹿愛護会に対しては、奈良の鹿の保護育成を目的として、奈良の鹿の保護や鹿害対策等を実施するために、奈良市のほか、奈良県(18,000 千円)や春日大社も補助金を支給しているものである。ここで、観光課の補助金 12,000 千円はその用途目的、基準が明確に決まっていないため、一部が鹿害阻止農家組合に食害対策費として支給されていることは否めない。

この食害対策費として支給されているものは、過去の経緯から見舞金としての性格を有しており、用途基準は決まっていないものの、奈良公園周辺部の農家に対し支給され、防護柵用資材費として使用されているものもある。ただし、この食害対策費は、農林課が支

出している鹿害防止柵とは性質の違うものであり、各農家に使途は制限されていない。

ここで、農林課の鹿害阻止農家組合に対する 300 千円の運営補助にかかる収支精算書を検証すると、奈良市のほか、鹿害対策協議会から 401 千円、農業協同組合から 50 千円の収入が計上されているのみで、(財)奈良の鹿愛護会からの 8,500 千円はその収支精算書には計上されていない。これらから推測するに、鹿害阻止農家組合の口座を経由するものの、それらを各地区もしくは農家に分配しているため決算書には計上されていないものと考えられるが、監査を行った限りでは全体像が明らかにならなかった。

そもそも、それぞれで支給されている補助金の使途については、鹿害を防ぐという目的は同じであるため、今後、課間の連携を深め鹿害対策費の全体像を把握しつつ、補助金の一本化について検討の余地があると考えます。

26. なら観光ボランティアガイドの会補助金(観光課)

概要	観光ボランティアガイドを養成するため、特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会に対し、事業費・管理費の補助を行うもの。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	特になし		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	4,604	3,973	4,474
補助金額(千円)	3,000	3,000	3,000

(1) 意見

補助金額の算定方法を十分に検討すべき

一般的にNPOの財源として会費、寄付金、補助金があるが、寄付金が集まりにくい現状では地方自治体などからの補助金に頼らざるを得ない場合が多いと考えられる。そもそも、世界遺産登録されるのを契機として、有料ガイドしかいないため、ボランティアガイドによる案内も必要ということで、当該補助制度が創設された。当初は養成講習会の費用相当額として 500 千円としていたが、朱雀門、東院庭園および大乘院庭園における定点ガイド、さらに、なら奈良館の常時ガイドの増員などから現在に至っている。

ここでガイドの実績推移を比較すると下表のようになった。

項 目		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
一般ガイド	ガイド件数	450 件	437 件	517 件
	対象観光客数	10,996 名	9,913 名	8,824 名
小中学校修学旅行	学校数	27 校	61 校	86 校
	対象観光客数	1,840 名	4,258 名	6,106 名
世界遺産学習	学校数	11 校	39 校	42 校
	対象観光客数	920 名	2,388 名	3,154 名
イベント	ガイド件数			3 件
	対象観光客数			921 名
なら奈良館定点ガイド	対象観光客数	7,570 名	6,951 名	7,419 名
朱雀門・東院庭園、大乗院庭園	対象観光客数	17,848 名	14,668 名	16,241 名
合 計	対象観光客数	39,174 名	38,178 名	42,665 名

上表のとおり、概ねガイド件数や対象となる観光客数は増加しているため、毎年度一定額しか支給しない補助金は不合理と考えられる。奈良市がこの会の活動の必要性や効果を十分に認識するならば、毎年度 3,000 千円を補助するという方法ではなく、会の活動内容を制限しないためにも、補助対象経費と補助率を明確に設定し、活動規模に応じた補助金額を支出することが望ましい。

27. (財)奈良市勤労者福祉サービスセンター運営補助金(商工労政課)

概要	中小企業における労働者福祉の増進を図るため、(財)奈良市勤労者福祉サービスセンターに対し、国庫補助金と合わせて管理費相当額の補助を行っている。		
根拠法令・条例	国庫補助金については国の「中小企業福祉事業費補助金交付要綱」が定められている。		
算定方法及び負担割合	補助対象経費(役員報酬などの経費を除いた管理費)のうち 2 分の 1 以内の額を国が支出し、その残額を奈良市が支出。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	163,892	166,122	152,118
補助金額(千円)	53,100	51,141	49,300

(1) 意見

組織の自助努力を促すような補助金のあり方の検討

当センターの平成 15 年度の収支計算書は下表のとおりである。

【福祉共済事業】 (単位:千円)

収入		支出	
奈良市補助金	49,300	広報事業費	6,023
基本財産運用収入	24	福利厚生事業費	78,013
入会金収入	243	給付事業費	10,027
会費収入	39,377	健康管理事業費	4,385
負担金収入	58,840	貸付斡旋事業費	9
特定積立預金繰入金収入	3,860	管理費 - 人件費	45,787
雑収入	36	管理費 - 管理経費	3,513
前期繰越	1,301	特定預金支出	4,361
		次期繰越	863
収入合計	152,981	支出合計	152,981

【センター管理運営事業】 (単位:千円)

収入		支出	
奈良市受託収入	50,783	教室開設費	3,032
雑収入	37	施設管理費	47,788
収入合計	50,820	支出合計	50,820

奈良市勤労者福祉サービスセンター(以下、「センター」という。)は、奈良市内中小企業の事業主、勤労者を対象に福利厚生事業を行う団体であり、平成 15 年 4 月 1 日現在の会員数は 3,904 名(517 事業所)である。センターの収入財源は、会員からの会費・入会金収入、市からの補助金収入、会員からの負担金収入となっている。なお、市の補助金 49,300 千円のうち 9,000 千円は国からの補助金であり、市の一般財源からの補助金額は 40,300 千円である。補助対象が管理費(そのうち人件費がほとんどを占める)とされているため、人件費の増減分析は行われている。それにより、平成 15 年度は概算払額が余った部分につき返還請求を実施し、これにより 3,399 千円が返還されており、補助金の削減努力はある程度なされている。

また、以下のような分析も有効である。平成 15 年 3 月に実施された厚生労働省の「中小企業勤労者福祉サービスセンターの早期自立化支援に係る調査研究(以下、「調査研究」という。)」では自立化、効率化への目標数値が示されており、奈良市と全国平均および目標数値とを比較した表が以下の表である。

	管理費自己負担率(注1)	会費等収入率(注2)	管理費率(注3)	会員一人当たり管理費(注4)
奈良市 (運営管理含む)	0.0%	26.8%	33.4%	12,230 円
全国平均値	6.2%	34.1%	36.5%	10,091 円
目標値	25%以上	40%以上	30%以下	8,000 円未満

(注1) 管理費自己負担率 = (管理費 - 補助金等収入) ÷ 管理費。なお、管理費は管理費人件費、管理費管理経費、施設管理費の合計である。

(注2) 会費等収入率 = 会費等収入 ÷ 決算純総額。なお、決算純総額は事業収入、会費等収入、補助金等収入の合計額である。

(注3) 管理費率 = 管理費 ÷ 決算純総額。

(注4) 会員一人当たり管理費 = 管理費 ÷ 会員数。なお、奈良市の会員数は平成 15 年 3 月 31 日時点の 4,031 人で計算している。

なお、奈良市の計算は以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	金額	計算式
A 事業収入	58,840	
B 会費等収入	39,621	
C 補助金等収入	49,300	
D その他収入	3,920	
E 会員数(人)	4,031	
F 管理人件費	45,788	
G 管理費管理経費	3,513	
H 管理費	49,300	F+G
I 決算純総額	147,761	A+B+C
管理費自己負担率	0.0%	(H-C)/H
会費等収入率	26.8%	B/I
管理費率	33.4%	H/I
会員1人当たり管理費(円)	12,230	H/E

上記のとおり、すべての項目において「調査研究」で示された目標値よりも悪く、さらに全国平均と比較しても管理費率を除き下回る結果となっている。今後、国庫補助金は削減される方向にあるが、それとあいまって、自助努力を促すべく自己負担部分の目標値を設定し、補助金を削減するように検討する必要がある。

なお、全国平均値、目標値をもとに監査人がシミュレーションを行った結果は以下のとおりである。

指標	比較値	シミュレーション内容および結果
管理費自己負担比率	全国平均値	左記指標が全国平均値になるには、現在の管理費水準であればセンターの補助金等収入は 46,243 千円となり、奈良市の補助金額は 3,056 千円削減できる。
	目標値	左記指標が目標値になるには、現在の管理費水準であればセンターの補助金等収入は 36,975 千円となり、奈良市の補助金額は 12,325 千円削減できる。
会費等収入率	全国平均値	左記指標が全国平均値になるには、事業費収入、会費等収入が現在と同じとすれば、センターの補助金等収入は 17,729 千円となり、奈良市の補助金額は 31,570 千円削減できる。 もしくは、事業費収入、補助金等収入が現在と同じとすれば、会費等収入を 55,957 千円(16,336 千円増加)に引き上げる必要がある。
	目標値	左記指標が目標値になるには、事業費収入、会費等収入が現在と同じとすれば、センターの補助金等収入は 591 千円となり、奈良市の補助金額は 48,708 千円削減できる。もしくは、事業費収入、補助金等収入が現在と同じとすれば、会費等収入を 72,093 千円(32,472 千円増加)に引き上げる必要がある。
管理費率	目標値	左記指標が目標値になるには、センターの収入が現在と同水準と考えれば、管理費が 44,328 千円となり、管理費を 4,971 千円削減しなければならない。 もしくは、会費等収入を 16,572 千円増加させる必要がある。
会員 1 人当たり管理費	全国平均値	左記指標が全国平均値になるには、会員数が増加しないならば管理費を 40,676 千円にしなければならず、8,623 千円を削減しなければならない。一方、管理費が一定とすれば、会員数は 4,886 人必要であり、855 人の新規加入が必要である。ちなみに、会員数の全国平均は 5,828 人(平成 13 年 4 月 1 日現在)である。
	目標値	左記指標が目標値になるには、会員数が増加しないならば管理費を 32,248 千円にしなければならず、17,052 千円を削減しなければならない。一方、管理費が一定とすれば、会員数は 6,163 人必要であり、2,132 人の新規加入が必要である。

上記のように、全国平均値や目標値はセンターが今後目指すべき目標値とすることができる。目標に到達するためには短期間は困難にしても、数年後の達成目標を定めることによって、センターの指導・監督を行うことができ、さらに補助金の削減も可能と考える。なお、上記 4 つの指標の目標が同時に達成できるものではないため、担当課において検討を行い優先順位をつけて目標設定を行う必要があるが、上記の計算結果からは会員数の増加策が当面の課題と考えられる。よって、担当課はセンターと十分に協議することによって、

今後の計画を策定すべきである。

28. (社)奈良市商店街振興会事業補助金(商工労政課)

概要	奈良市内の商店街活性化を図るため、商店街活性化事業および高度情報化事業につき補助を実施している。商店街活性化事業、高度情報化事業があるが、後者については平成 16 年度で終了予定。平成 15 年度は商店街活性化事業に 7,600 千円、高度情報化事業に 2,400 千円の補助金を支給している。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	予算の範囲内。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	50,961	29,942	19,828
補助金額(千円)	14,000	12,000	10,000

(1) 意見

補助金の必要性について検討が必要

商店街振興会の収支決算書によれば収支状況は下表の通りである。なお、表中の太字斜体文字は当該補助事業の対象事業である。

(単位:千円)

収入の部		支出の部	
奈良市補助金	10,000	高度情報化事業	3,155
会費収入	10,643	地域催事推進事業	11,682
負担金収入	11,512	地域密着化事業	2,359
	<i>(うち 9,073)</i>		
その他収入	7,391	商店街情報誌発行事業	244
		ごみ減量推進事業	871
		教育研修事業	132
		事業運営経費	1,385
		収益部門経費	1,000
		管理費	9,577
		会館修繕積立金	1,000
		次年度繰越金	8,141
収入の部 合計	39,546	支出の部 合計	39,546

上図の地域催事推進事業 11,682 千円のなかに招待旅行費用として委託費 9,500 千円が計上されている。この招待旅行は、商店街で福引きで当選した顧客を招待するための

旅行である。しかしながら、招待旅行の参加者名簿をレビューしたところ、「各商店街の権利購入枠による参加」334名、「役員」6名、「車輜長」18名、「写真」1名、「招待」33名、「活性」11名、「別」7名となっている。なお、参加者内訳の内容は以下のとおりである。

参加者内訳	内 容
各商店街の権利購入枠	各商店街が商店街振興会から旅行権利枠を購入し、それを商店街が実施する福引の景品などに使用
招待、活性	商店街振興会設立あるいは設立以来(特に)尽力いただいた本人あるいは代理人
別	退会された商店街関係者の参加

参加者の内訳は、各商店街の権利購入枠で参加されている方が多い。しかし、商店主が購入したチケットを消化すべく商店街関係者等に参加を要請しているのが実態である。また、「招待」、「活性」、「別」といった商店街関係者の参加に加え、各商店街の権利購入枠でも商店街関係者が参加している場合も多い。すなわち、招待旅行参加者の半数近くが商店街関係者で構成されているといえる。

さらに、上記招待旅行の下見旅行として役員4名(および旅行会社随行1名)が参加しているが、その費用が344千円にも上っており、行き先が飛騨ということを勘案すると、1人当たりの参加費としてはかなり高くなっていると言わざるを得ない。

招待旅行費用は個人負担等があるものの、商店街振興会支出の3分の1が招待旅行関連費用となっている。そして、その旅行の実態からすると、顧客を交えた商店街の活性化を図るという目的からは、適合していないと言わざるを得ない面もあるため、補助支出の実態を勘案して、補助金支給の是非を十分に検討すべきである。

なお、奈良市に提出されている実績報告書に添付の収支決算書は、表の太字斜体部分のみとなっているが、本来ならば商店街にかかるすべての事業の収支決算書を入手して、補助金の有効性、必要性を確かめておくべきである。

29. 奈良市退職者協議会補助金(商工労政課)

概要	退職者・中高齢者の生活の向上を目的とし、ボランティア活動、いもほりなどの活動費に対して、奈良市退職者協議会に補助を行う。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	予算の範囲内		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	265	252	232
補助金額(千円)	80	72	60

(1) 監査の結果

会計証憑の保管不備および補助対象事業の明確化

旅費 30 千円、総会費 80 千円について領収書が保管されておらず、渡切の経費である可能性が高い。さらに、総会費は榊原温泉にて行われる 1 泊 2 日の総会に係る費用の一部負担額であるとのことであるが、退職者・中高齢者の生活の向上を図るという目的からして補助金の対象となるべきものかどうか疑問である。ただ、現行の規則上では補助の対象となる事業費が定められていないため、今後は補助対象となる事業費を明確に定める必要がある。

(2) 意見

補助金等の総合的な見直しを行うべき

平成 14 年度に計上されるべき会議費 16 千円(平成 15 年 3 月 22 日支出)について平成 15 年度の決算書に計上されている。予算不足からこのような処理となったと考えられる。また、収入についても奈良市以外に高齢懇からの助成金が収入として計上されているが、収入伝票金額が 200 千円であったにもかかわらず決算書金額が 100 千円となっていた。

監査で指摘した結果、高齢懇と退職者協議会は同じところで事務担当を行っていることなどから、後者の問題については収入伝票が誤記であったとのことである。しかしながら、高齢懇と退職者協議会の関係から、退職者協議会の決算内容は柔軟に対応することが可能なため、補助事業者等になっている退職者協議会の収支決算の不透明感は否めない

ところである。よって、高齢者との関係も考慮しつつ、補助金等の総合的な見直しを行うべきである。

30. 奈良県貸金業協会奈良支部事業補助金(商工労政課)

概要	債権者からの苦情相談および会員の研修を実施する団体である奈良県貸金業協会奈良支部に対し補助を行う。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	予算の範囲内		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	3,247	3,216	3,196
補助金額(千円)	90	80	60

(1) 監査の結果

会計証憑の未提出

決算書をレビューしたところ、予算書と決算書の数値が一致していた。そこで、決算書に係る証憑の提出を求めたところ、提出されなかった。適切な支出かどうか疑問が残る。なお、現在は支部として活動せず県レベルでの活動に移行していることから、平成 16 年度以降補助金は支出されていない。

31. 原水爆禁止奈良市協議会補助金(商工労政課)

概要	原水爆禁止運動の推進を図るため、平和行進や広島、長崎への原水爆禁止世界大会などへの参加のため、原水爆禁止奈良県協議会に補助を行う。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	予算の範囲内		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	933	549	489
補助金額(千円)	80	60	50

(1) 監査の結果

会計証憑の未提出

補助対象となる事業費について会計証憑の提出を求めたところ、一部の領収書しか提出されなかった。適切な支出が行われているかどうか疑問である。

32. 鹿害防止対策事業補助金(農林課)

概要	農林家の営農生産意欲の向上を図るため、鹿害阻止農家組合に対して鹿害防止対策を講じる。補助金の使途は、鹿害防止柵の設置、その他目的達成に必要と考えられる事業の実施。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	実施費用の100%をすべて市の負担によって補助として支給。		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	12,150	10,367	10,000
補助金額(千円)	12,150	10,367	10,000

(1) 意見

補助認可時における補助対象施設・設備の使用年数の取り決め

農林課においては、「農林水産事業補助金等取扱基準」を設けて運用されているが、このなかには施設・設備補助に関して、補助対象となる施設・設備に関する使用年数が決められていない。補助金交付決定通知書のなかには、交付条件のなかには、善管注意義務や目的に反する使用や譲渡、交換、貸付、担保、処分の制限を課しているものの、施設・設備の内容や使途目的に応じて、目安となる使用年数を定めておくのも有用である。

鹿害防止柵設置業者の見積り内容について

補助金支給は鹿害阻止農家組合に対するもの1口座となっているが、当該組合は12地区で構成され、各地区が業者に対してそれぞれ柵設置の発注を行っている。そのうち5地区については従来から同じ民間企業が柵設置を行っており、特に入札などの手法はとられていない。また、同じ品名であるにもかかわらず、地区によって違う単価もあるなど不合理も見られる。そのうえ、ある1地区が発注している農業協同組合の見積書には個別品名ごとの単価の記載が行われず、総額しか判明しないものとなっている。

各地区の見積書については、農林課でも十分に検討を行い、業者決定方法、単価の妥当性などについても厳密に審査を行うべきである。

事業に関する効果測定の必要性

当該補助事業は鹿害防止柵の設置が主な補助事業等の内容になっているが、その効果がどれだけ出ているのかを、できるだけ数値として把握する必要がある。以下は課内の資料をもとに作成した3ヵ年の推移であるが、被害範囲が年々拡大していること、鹿以外の動物による被害も含まれると推察されること、鹿害防止柵は即効性のあるものではないため3年間推移の分析では十分ではないことなどの要因があるものの、最近3ヵ年は必ずしも減っているとは言いがたい。

【鹿による農作物の被害状況の推移(被害件数。カッコは被害量)】

被害内容	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
水稲	131(15.42t)	177(19.80t)	177(21.95t)
いも類	106(2.53t)	89(6.50t)	84(6.62t)
豆類	100(1.34t)	56(1.90t)	69(2.59t)
野菜類	147(2.93t)	164(4.85t)	165(2.7t)
その他	104(8.60t)	40(9.50t)	46(10.00t)
合計	588(30.82t)	526(42.55t)	541(43.86t)

当該補助金の支給は昭和 56 年から始まったものであるが、すでに 23 年を経過しており、それなりの成果は出ているものと考えられるが、今後も上表のような被害状況を十分に把握し、地域別、柵の種類別など、詳細に分析を行うことによって、これからも効果の検証を行うことが求められる。その結果、効果がないと考えられる地域等では、鹿害阻止農家組合とも十分に協議して、補助金等の支給の是非や、その用途基準について十分に検討を行う必要がある。

33. 大和高原国営農用地開発事業負担金(農林課)

概要	指定地域を対象とした受益者に対し、農地造成、区画整理、かんがい施設の整備により、経営規模の拡大と生産性の向上により、農業経営の安定化を図ることを目的としているもので、国営事業に対する市の負担部分であり、奈良市が起債を行い、一部繰上償還を行うための負担金。		
根拠法令・条例	土地改良法		
算定方法及び負担割合	奈良市負担 6.93%		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	-	-	
補助金額(千円)	-	-	675,972

(1) 意見

当該事業に関する所感

この負担金は、大和高原国営農用地開発事業の償還金にかかる負担金を繰り上げ償還するものであるが、この国営事業がどのような経緯を持つものなのか、検証する必要がある。

そもそも、大和高原国営農用地開発事業は昭和 50 年に着工された国営事業である。主な事業の内容は、農地造成事業、区画整理事業、かんがい排水事業の3つに分けられる。着工から事業に終止符が打たれるまでに、21 年という長い年月がかかり、その間に社会情勢は大きく変化した。そうした社会的変化や受益者の高齢化等に伴い、計画は2回にわたり大きな変更を余儀なくされた。

ここで問題視しなければならないことは、工事費の高騰と、受益面積の減少に伴う負担金の急増である。例えば農地造成事業では当初の計画と比べると、10 アール当たりの最終的な造成費用は 6 倍にも跳ね上がっており、受益者の一部である奈良市民に大きな負担を強いることになっている。その上、10 アール当たりの造成単価は、倍以上の一般の農地を取得することも可能にする単価である。こうした状況は、2 回目の計画変更のあと一層顕著になった。農地単価からすると、農地 10 アール当たり 500 万円以上という過剰投資が行われており、経済性に問題がある事業であるといわねばならない(なお、農地単価のなかには進入路、ダム等も入っており、農地造成 42.2%、道路 14.4%、ダム 26.9%等と

なっている)。もちろん、農業、農地が持つ公共性の観点も考慮しなければならないことは言うまでもないが、公共の役割という名のもとに、事業が現状維持のまま推進されてきた。

また、おのこの造成農地完了ごとに逐次事業効果が発現されてはいるが、当初の計画では6年程度の工期を要すると説明されていたにもかかわらず、21年という長い年月の中で、工事の完成を待ち望んでいた受益者である農家も高齢化が進み、農業の担い手から離れつつあるという現状がある。また、例えば、畑地でのスプリンクラーによる自動散水するためのパイプラインは各圃場まで届かず、手動でかん水を強いられることになっている。よって、農業の省力化、生産性の向上を目的とした当該事業の成果を満足に挙げていない面があることは否めない。今後、かんがい用水の設置を含めて当事業の有効性を高める努力をさらに行う必要がある。

こうした、当初の計画から大きく後退した当事業に対する国の責任は大きいと言わざるを得ないが、今後の農政のあり方、国と地方とのあり方を考える上でも、国営事業でもその負担者となっている地方は国に対して説明責任を求めていくことが重要と考える。

34. 森林総合保育事業補助金(農林課)

概要	森林組合に対し、間伐を促進し、健全な森林の育成と水源涵養の促進、間伐放置木の有効利用、林業機械導入による低コスト林業、特に森林保育促進のため、林道網の充実を図ることを目的として、補助金を交付するもの。なお、平成13年の森林法改正に伴い国土保全、水源涵養の側面が強化された。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	間伐を促進し、健全な森林(地球温暖化防止森林吸収源)の育成と水源涵養を図るため、面積当たりで算定して補助を行う。また、間伐放置木の有効利用を図るために間伐材1本(6m)当り120円の補助を出し合計1200本の間伐材を処理出荷する。また、ミニ林道の整備を行うため、補助を行う(補助率50%以内)。		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	23,658	22,850	23,424
補助金額(千円)	11,187	11,092	11,144

(1) 意見

当該補助事業は、間伐特別対策 10,000 千円(事業費 20,003 千円)、ミニ作業道開設 1,000 千円(事業費 2,005 千円)、間伐材生産促進 144 千円(事業費 1,416 千円)の 3 つがあるが、下記事項は間伐材生産促進にかかるものである。

実数に基づく補助金支給

当該補助は間伐材 1 本(6m)あたりで補助を行っているが、実務的な制約もあり、実数を確認することなく、補助事業者等が撮影した写真検査のみで、計画本数に基づいて補助金支給を行っている。しかしながら、実数に基づく補助金支給であるため、費用対効果を考慮しつつ、毎回とは言わないまでも現場確認を行い一部を検査することが望ましい。

補助事業の有効性

平成 13 年に森林法が改正され、森林の水源涵養の役割が強く認識された。しかしながら、当該補助事業で間伐材が有効利用されることになるが、おおむね 1,200 本の小径木の利用促進に対する補助事業を活用している人はわずか 6 人とどまり、有効な事業とは言いがたい面があり、より効果の高い施策を戦略的に考える必要がある。

【都市計画部】

35. まちづくり支援活動補助金(都市計画課)

概要	まちづくり活動の支援を目的として、市民組織または奈良市が認定したまちづくり推進団体に対し、活動費を補助するために支出する。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	まちづくりのあり方検討、構想を作成、シンポジウム、研修会などの開催に伴う会場使用料や講師の謝礼、まちづくりに関する啓発紙の作成および頒布に要する費用などが対象。まちづくり推進団体は3分の2以内(1年度につき限度額30万円)を3年度まで交付する。市民組織は2分の1以内(限度額10万円)を1年度のみ交付する。		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	993	230	472
補助金額(千円)	300	100	300

(1) 監査の結果

実績報告書入手時期について

実績報告書によると平成16年3月26日に推進団体の会合(企画委員会)が開催予定となっているが、それが終了する前の平成16年3月15日に実績報告書が提出され、その時点で補助対象限度額を上回る活動実績が認められたため3月19日に補助金額の確定がされた。しかし、奈良市補助金等交付規則第14条では事業完了後に実績報告を提出することを規定しているため、開催予定となっている3月26日以降に実績報告書を提出させるべきであった。

(2) 意見

支援制度の再検討

現行のまちづくり支援制度は、市民がまちづくりについての勉強会を開催するためのアドバイザー・コンサルタント派遣とまちづくり活動費補助金の交付の2本立てとなっているが、下表の通り、どちらも予算額と比較して利用実績が少なく、まちづくりをしようとする人のニーズに合っていない可能性が高い。まちづくりに興味をもった個人が勉強できる場の提供や、まちづくりリーダーの育成などの新たな支援の仕組みを再検討することが望ましい。

【まちづくり活動支援補助金利用状況】

(単位:千円)

	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	推進 団体	市民 組織	推進 団体	市民 組織	推進 団体	市民 組織	推進 団体	市民 組織
予算	300	200	600	100	600	100	900	100
実績	300	83	300	0	0	100	300	0
残額	0	117	300	100	600	0	600	100
残高計	117		400		600		700	
利用団体数	1	1	1	0	0	1	1	0

【教育総務部】

36. 私立幼稚園運営費補助金(教育総務課)

概要	私立幼稚園の就園上の経済的負担の軽減を図ると共に、私立幼稚園の健全な経営と発展に資するため、奈良市内にある私立幼稚園に対して、経済的負担軽減経費、園の運営経費を補助するもの。		
根拠法令・条例	私立学校振興助成法		
算定方法及び負担割合	全体の補助金額が確定した後(平成15年度は45,000千円)、保育料軽減分(市内在住園児1人当たり10,000円)を差し引いた金額から園児数割、職員数割、均等割の単価を算出、それをもとに補助金額を確定。市単独補助である。		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	689,320	641,811	614,947
補助金額(千円)	47,605	48,695	44,959

(1) 意見

補助金積算基礎の見直し

保育料の減免に関する補助金は以下の2つがある。

【保育料減免に関する補助金】

	私立幼稚園運営費補助金	幼稚園就園奨励費補助金
根拠法令等	私立学校振興助成法	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日文部大臣裁定)
目的	私立学校の教育条件の維持および向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全化を高め、もって私立学校の健全な発展に資することを目的とする。	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため、都道府県および市町村が実施する就園奨励事業に対して国がその経費の一部を補助し、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。
所管課	教育総務課	学務課
交付先	奈良市内の私立幼稚園	市内在住の保護者(幼稚園を経由)
算定基準	園児数割(61%)、教員数割(19%)、均等割(20%)のほか、市内在住園児1人当たり10,000円の保育料軽減分を加算(所得制限なし)	保護者の所得、同一保護者から幼稚園に通う園児の数に応じて金額を決定。 *奈良市外の幼稚園でも保護者が市内に居住している場合は補助対象となる。
対象者数	1871人	993人(市外通園者のぞく) (幼稚園就園奨励費認定状況:平成16年2月現在より算出)

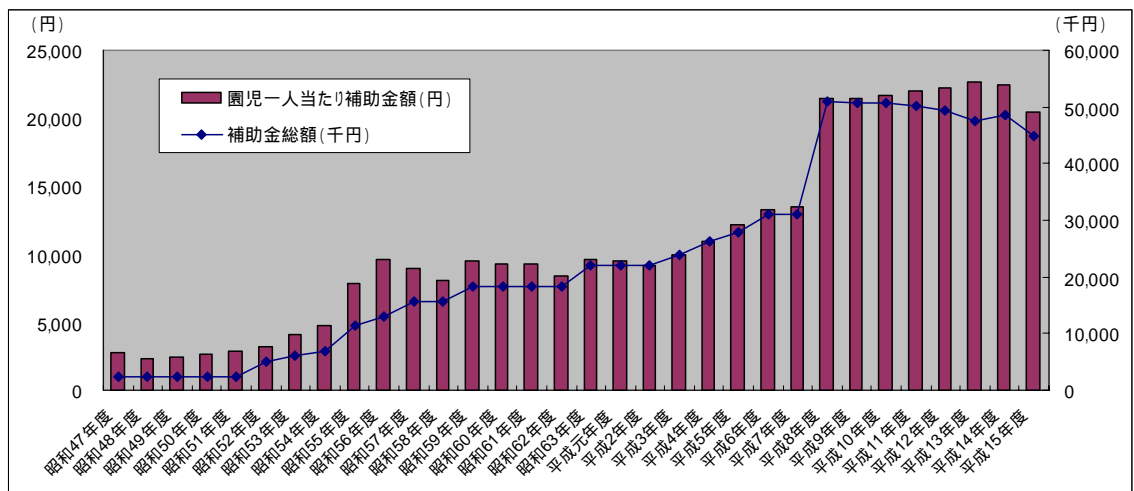
私立学校助成法を根拠法令とする当該補助金は、法令があるものの国庫の負担はなく、奈良市の一般財源等ですべて支出されているものである。補助金等の積算額のうち、園

児数割、教員数割、均等割で計算されたものは対象幼稚園に支給されるが、それ以外に「保育料軽減分」として在園園児の保護者に園を通して支給されているものが園児 1 人当たり 10,000 円ある(表参照)。

当該補助金は「修学上の経済的負担の軽減を図る」ことも目的としてうたわれているが、これは私立幼稚園に補助を行うことによって保育料の高騰を防ぐことを想定していると解釈できる。よって、学務課所管の「幼稚園就園奨励費補助金」でうたわれている「保護者の経済的負担の軽減を図る」という目的に照らして、直接、保護者に支給されている補助金とは性質が違ふものと考えられる。よって、「私立学校の経営の健全性」が第一の目的となっていることから、補助金の積算において「保育料軽減分」を加算するよりも保育園に直接支給して、教育条件の維持、向上を図る事業を実施するための補助として支給したほうがより目的に適合するものと考えられる。

なお、当該軽減分を支給すると奈良市内在住で奈良市内にある幼稚園に通う園児を持ち、かつ、所得制限内の保護者には「私立幼稚園運営費補助金」と「幼稚園就園奨励費補助金」の両方の制度から支給されることになり、同様の趣旨の補助金が支給されていることになる。同様の趣旨となる部分の当該補助金の額は 9,930 千円である。

そのうえ、下記グラフに見るとおり、平成 47 年度以降、園児 1 人当たり補助金額は増加傾向にある。とくに平成 8 年度の増額は顕著で、平成 7 年度の 1.58 倍にもなっている。これは、私立幼稚園運営費補助金の積算基礎に 1 人 10,000 円の保育料軽減分を追加したことが原因である。



よって、当該補助金は奈良市だけの財源で支出されていることから「幼稚園就園奨励費補助金」で保護者の経済的負担を緩和することとし、「私立幼稚園運営費補助金」はあくまで奈良市内にある私立幼稚園の運営費の補助と位置づけ、補助金額の算出基礎から保育料の減免分を除き、他の趣旨での支給もしくは除くことに検討の余地があると考え。

37. 奈良朝鮮初中級学校私学振興費補助金(教育総務課)

概要	修学上の経済的負担の軽減と学校の健全な運営を図るため、奈良朝鮮学園奈良朝鮮初中級学校に対して支出する補助金。同学校には、奈良市が2,500千円補助しているほか、その他の自治体から6,250千円、合計8,750千円の自治体補助金を受けている。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	施設関係、設備関係の支出に当てる費用のうち一定額。		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	4,000	4,000	4,000
補助金額(千円)	2,500	2,000	2,500

(1) 監査の結果

要綱整備および厳密な審査の必要性

当該補助金は、従来から要綱がなく、金額の算出方法が不明確となっていたことは否めない。幼稚園就園奨励費補助金も適用対象外となっていることを勘案する必要があり、また、所在地が橿原市のため、奈良市内の私立幼稚園に交付される私立幼稚園運営費補助金の対象とはならないが、仮に同様の基準で補助金額を監査人が試算したところ、最大736千円が適正額という結果になった。

また、予算書と決算書の数値がすべて同じであり、かつ、端数の生じていない決算内容となっている。この学校のおかれた歴史的、社会的背景は理解できるものの、公金を投入している以上、その決算内容については十分審査を行う必要がある。これは奈良市だけでなく当該学校に補助金を支出している自治体との連携を図りつつ、共同で実地調査を行って会計帳簿や証憑整理などの指導を行う必要があると考え。

また、上記の問題は、要綱により目的が明確になっていない、補助金算定方法が不明瞭であることが原因であると考えられるため、要綱等によって早急にルールを作る必要がある。

38. 幼稚園就園奨励費補助金(学務課)

概要	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため、奈良市在住の園児が通っている幼稚園が実施する保育料の減免措置に対して補助金を交付するもの。学園前ネオポリス幼稚園、ひかり幼稚園への補助金について監査を実施。		
根拠法令・条例	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (平成 10 年 6 月 17 日文部大臣裁定)		
算定方法及び負担割合	保護者の所得水準と対象となる児童の数に応じて国が補助金額を決定。奈良市はそのうち原則 3 分の 2 を負担。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)			
補助金額(千円)	62,121	69,530	78,456

(注)保護者に対する補助金支給のため、事業費はなく事業費合計は記載していない。

(1) 監査の結果

交付要綱を変更すべき

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条では、補助金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者は、6月30日までに補助金等交付申請書、事業計画書、保育料等減免措置に関する調書、徴収している保育料の額を明らかにする書類を提出しなければならないと規定している。しかし、監査の結果、当該書類が期日を過ぎて提出しているのが見受けられた。

期日を過ぎて提出されているのには、保育料等減免措置に関する調書に、在園園児の保護者の当該年度の市民税の納付通知書、市県民税特別徴収税額通知書または市民税の課税(非課税)証明書を添えるものとなっており、証明書等を添付して要綱どおり提出するには、事務手続上、無理があると思われる。よって、実情にあったように、要綱を変更されたい。

39. 奈良市教育協議会補助金(学校教育課)

概要	奈良市立小・中高等学校教員の研修を通し、奈良市教育の推進充実を図るため、種々の教育実践研修を行うことを目的に、奈良市教育協議会に支出する補助金である。補助金は協議会内にある部会の活動費と、県教科等研究会分担金として支出される。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	予算の範囲内		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)	2,770	2,770	2,320
補助金額(千円)	2,450	2,450	2,000

(1) 監査の結果

食糧費支出について奈良市のルールを遵守すべき

教育協議会会長が部会ごとの事業計画書、事業報告書、実施内容、決算報告書、領収書を入手し保管しているが、担当課は実績報告時に実績報告書と収支決算書を入手しているのみで、各部会の活動内容や補助金の使途を確認できていなかった。

監査に際し、各部会の決算報告書と領収書を確認したところ、41 部会のうち 3 部会は補助金を茶菓子代などの食糧費にあてている割合が高く、収入に占める食糧費の割合は 47.2%、54.5%、100%であった。補助対象経費が明確に定められていないが、奈良市と同様に食糧費は自己負担とすべきであった。

【社会教育部】

40. 指定文化財補助金(文化財課)

概要	文化財保存のため、奈良市内に存在する文化財の管理、修理、復旧等に要する経費について支出する補助金。市、県、国のうちどこが指定した文化財かにより、奈良市の負担割合が違う。今回は、春日大社建造物桂昌殿(市指定文化財)、春日大社本殿ほか15棟保存修理(国指定文化財)への補助金について監査を実施。		
根拠法令・条例	奈良市文化財保護条例 奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱		
算定方法及び負担割合	市指定文化財は補助対象事業に要する経費総額の10分の9以内の額。国指定文化財は有形文化財は県の補助要綱に基づく補助金の額。その他無形文化財等は県費補助額以内の額。県指定文化財は県費補助額の2分の1以内の額		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	1,182,186	724,477	737,407
補助金額(千円)	84,672	70,377	83,941

(1) 監査の結果

交付申請書の提出時期

春日大社建造物桂昌殿への補助金について、工事の開始は平成15年8月25日にもかかわらず、補助金の交付申請日が平成16年3月4日となっている。同様に春日大社本殿ほか15棟保存修理についても、補助金の交付申請日が平成16年3月1日となっている。年度始めに申請をした場合、当初申請額と確定額に開きが生じるため、額が確定した際に申請書を提出するようにしてきたとのことだが、申請書の提出時期を早め、その後変更があれば、補助事業等変更・中止・承認申請書で対応すべきであった。

41. 奈良市体育協会加盟団体等への運営補助金(体育課)

概要	奈良市内の体育・スポーツの発展を図り、市民の体位向上および闊達明朗なる気風の醸成に寄与するため、奈良市体育協会およびその下部団体に補助を行う。		
根拠法令・条例	無し		
算定方法及び負担割合	予算の範囲内		
(加盟団体合計)	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業費合計(千円)	8,075	7,872	7,863
補助金額(千円)	1,485	1,300	1,280

(1) 監査の結果

奈良市体育協会は奈良市内の体育・スポーツの発展を図るため、総合体育大会の開催、青少年のスポーツの振興等の事業を行う団体である。さらに、スポーツ種目毎に 39 の加盟団体を有しており、奈良市体育協会が加盟団体育成費として各団体に対し 25 千円の助成を行っている。奈良市は奈良市体育協会に補助を行うとともに、各種団体のうち一部（補助金の交付申請があった団体）に対して直接補助を行っている。そこで、奈良市体育協会加盟団体等 13 団体をサンプルとして抽出し検証した。なお、検証した 13 団体は奈良市柔道協会、奈良市相撲協会、奈良市レクリエーション協会、奈良市水泳連盟、奈良市陸上競技協会、奈良市剣道連盟、奈良市野外活動協会、奈良市卓球協会、奈良市ソフトボール協会、奈良市サッカー協会、奈良市バスケットボール協会、奈良市バドミントン協会、奈良市なぎなた連盟である。

十分な管理を行うべき(奈良市陸上競技協会)

管理不十分のため、実績報告書に添付された決算書は予算書と同一のものを提出していた。そこで、奈良市陸上競技協会から市に報告された決算書の内容について領収書の提出を求めたところ、証憑類が提出されなかった。協会側には補助金を受けて活動しているという意識が欠如していると言わざるをえず、担当課としても適切な指導監督を行うべきである。

領収書を手入、保管していない項目があった(奈良市相撲協会、奈良市水泳連盟、奈良市卓球協会、奈良市なぎなた連盟、奈良市ソフトボール協会)

各協会から提出された決算書について領収書の提出を依頼したところ、一部の項目について領収書が入手、保管されていなかった。特に報償費関係については入手されていない場合が多いが、少なくとも協会の支出明細に支出先の受領印を入手するなどの徹底が必要であると考え。また、親善試合等においてメンバーの自家用車で移動する際の高速料金、ガソリン代等について、運転手であるメンバーが作成した領収書を手入しているものが見受けられたが、交通費については領収書は入手可能なため、高速料金、ガソリン代に係る領収書を運転手から入手し保管しておくべきであった。これについて、奈良市として指導監督すべきである。

個人の持ち出し分につき決算書に反映されていない(奈良市卓球協会、奈良市バスケットボール協会)

各協会から提出された決算書について領収書の提出を依頼したところ、一部の項目について領収書金額が決算書金額を上回っていた。予算不足のため、役員や会計担当者が個人負担を行ったと考えられるが、その場合にも会員負担額などの収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上すべきであるとする。

補助団体に係る経費処理基準の作成

同じような支出でも、団体によって決算書で表示される経費項目が異なっていた。よって、各経費項目ごとに処理すべきルールを作り、それに沿って決算書の作成を依頼することによって管理もしやすくなると考えられる。

42. 手続き上の不備について(監査の結果)(体育課)

前記のほか、以下に掲げる事業には手続き上の不備があったため、今後、留意されたい。

(流祖柳生石舟斎奉納剣道大会補助金)

決算書について領収書の提出を依頼したところ、剣道大会審判員に対する謝礼金について領収書を入手していない。謝礼金についても領収書等の入手が必要であるとする。

(奈良市早朝軟式野球大会補助金)

打ち合わせ会議への移動についてレンタカー代 40 千円を支出しているにもかかわらず、決算書には反映されていなかった。予算不足のため、役員や会計担当者が個人負担を行ったと考えられるが、その場合にも会員負担額などの収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上すべきである。

(奈良講武会事業補助金)

大会参加費 170 千円については明細のみが添付されており領収書が保管されていない。明細(交通費、宿泊費等)をレビューしたところ、特に異常な項目、金額はなく問題はないと考えられるが、領収書の添付が困難な在来線交通費等を除き領収書の入手、保管が必要であるとする。また、懇親会費用負担分 54 千円は、懇親会支出金額 123 千円から個人負担額を差し引いた残額が計上されたものであるが、個人負担額として収入額に計上するとともに支出全額を計上すべきである。

【議会事務局】

43. 政務調査費(議会事務局)

概要	議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部を議会の会派に対し交付するもの。		
根拠法令・条例	奈良市議会政務調査費の交付に関する条例		
算定方法及び負担割合	各会派に対して、議員一人当たり 8 万円に各会派の所属議員数を乗じて得た額を四半期ごとに交付する。		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業費合計(千円)			—
補助金額(千円)	33,635	34,905	33,781

(注)事業費合計は不明である。

(1) 監査手続きについて

政務調査費は地方自治法第 100 条第 13 項および第 14 項の規定に基づき制定され、平成 13 年 4 月 1 日から施行された「奈良市議会政務調査費の交付に関する条例」によって交付されているものである。その条例では、議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付されるものであり、会派は、政務調査費使途基準に従い使用しなければならないものとなっている。また、会派におかれた経理責任者は収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない、とある。

よって、各会派で作成された所定の収支報告書を議会事務局から入手し、その内容を検証した。しかしながら、詳細な内容が不明であったため、条例では会派の会計帳簿や証憑書類の提出義務が規定されていないものの、外部監査の趣旨に鑑みて使途基準に従って使用されているか確かめるべきと考え、会計帳簿とその証憑(領収書等)について提出も求めた。しかしながら、会計帳簿や証憑書類の提出を受けることができず、どのような管理状況になっているのかは不明であった。

(2) 監査の結果

証憑の保管義務

上記のとおり、政務調査費にかかる会計帳簿および証憑(領収書等)の提出を議会に対し求めたが、提出を受けることができなかった。その理由は、条例に提出義務がないことや

会派の異動などが理由である。議会が定める「奈良市議会政務調査費の交付に関する規程」では、「政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない」とされている。

会派の会計帳簿の整備状況および証拠書類の保管状況は不明であるが、会計帳簿や証拠書類を十分に整理したうえで収支報告書の作成が行われているかを検証するための手立てを講じる必要がある。

(3) 意見

使途基準の厳格な運用

政務調査費は、平成13年度から条例制定され、各会派に対し、議員一人当たり月8万円の調査費用を交付してきたものである。政務調査費の使途基準は、奈良市議会政務調査費の交付に関する規程に使途基準が明記されており、「研究研修費」、「調査旅費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「広報費」、「広聴費」、「人件費」、「事務所費」、「その他の経費」と9区分されている。そして、それぞれの項目では、どのような支出が該当するのかを例示を交えて記載されている。

しかし、基準の記載内容に解釈の分かれるものもあると考えられ、末尾に添付している「会派別支出額」や「1人当たり支出額」を見てみると、各会派でばらつきがあることが判明する。会派ごとの支出状況は、会計帳簿を見ることができなかつたため詳細は不明であるが、例えば資料購入費の中に政治色の強い新聞が含まれているとのことであり、使途基準にいう「会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」に該当するか否かは検討の余地がある。また、例えばパソコンのリース代についてもこのなかに含まれるが、会派の活動としてではなく個人が使用するパソコンリース費用が計上されているならば、会派の活動を支援する目的から鑑みて妥当とは言えないものとなる。

よって、使途基準の記載内容で解釈の分かれるところは、十分な取り決めを行い、その範囲内での支出を各会派が行うように十分に留意すべきである。

旅費の精算方法について

先進地視察等で調査旅費が発生する場合、宿泊費や日当は市の職員の規定を準用して適用しているとのことである。取り決めに基づいて支給していれば問題ないが、交通費についても入手可能な領収書は必ず会計帳簿の裏づけとしておく必要がある。各会派でどこまで厳格に領収書管理ができていないかは不明であるが、厳格な管理が要求される。なお、宿泊費や日当の金額は、奈良市議会政務調査費の交付に関する規程に明記することが望ましい。

支出状況の積極的な公開

各会派からの所定の収支報告書を見る限り、研究研修費や調査旅費としか記載されていないため、どのような用途になっているのかは明らかにならなかった。議員の活動には機密的な要素が含まれることが想定され、公開に適さないものがあるものの、最近では、地方議員が自分のホームページなどで政務調査費の用途状況を詳細に公開している例も多数見受けられ、住民にとっては何に使われているのか非常に明確となり、透明性が高くなっていると考えられる。よって、奈良市においても、当然強制されるものではないが、そのような他団体の議員の例を見習って、積極的に用途状況を公開することが望まれる。また、先進地に対する視察を積極的に行っているため、そこで得られた成果については視察報告書だけに留まらずわかりやすくまとめた結果を広く公開すべきと考える。

市の管理体制の強化

議会政務調査費の交付に関する条例によれば、議長が用途基準を定め、各会派は議長に収支報告書を提出することになっており、議長が十分なチェックを行うことが想定されている。しかし、同条例第8条には、「市長は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、政務調査費を返還することを命じることができる。」とあり、市としても管理していなければ返還要求はできないものと考えられる。しかしながら、監査を行ったなかで収支報告書の内容を十分に把握していなかったことから、現在の市の管理体制を見直す必要があると考える。また、補助金受給団体の適正な用途状況等を第三者に対して説明する責任があり、議会会派に対する政務調査でもこの責任は同様に存在すると考える。

政治家には、通常以上の高い倫理観が求められ、こうした点からも、よりいっそう議員としての高い見識と倫理観に基づいた制度の運用が必要であるのと同時に、市側の管理体

制も強化する必要があると考える。

他団体での見直し状況を参考にすべき

他団体においては、政務調査費の運用に関して盛んに見直しが行われている。監査人が知りうる範囲でも以下の事例があるため、奈良市においてもこれらの状況を参考にしつつ、より厳格に運用することが望まれる。

例えば、京都市議会は、市から支給される政務調査費の使い途の透明性を高めるため、支出目的について1件5万円を超えた場合は、議員に領収書の提出を義務付ける方針を固めた。市では政務調査費を会派と議員個人それぞれに支給しており、いずれも提出義務の対象となる(人件費、事務所費除く)。

また、大阪府茨木市では、従来の収支報告にくわえ、会計帳簿と証拠書類(領収書など)を議長へ提出することを義務づける条例を制定している。これは、政務調査費の透明度を高めようとするもので、今回の改正によって会計帳簿や証拠書類は情報公開条例の対象となり、市民も帳簿を閲覧することが可能となった。また、これらの書類に対して適正に運用されているかを調査する権限を議長に付す条項も新たに加えられている。

各会派と、議員一人当たりの政務調査費の支出状況

【会派別支出額】

費目	交友会 (8人)	政友会 (8人)	公明党奈良市 議会議員団 (8人)	日本共産党奈 良市会議員団 (6人)	市民民主 フォーラム (4人)	政青会 (3人)	新政会 (3人)	奈良市議会 岡田(1人)	奈良市議会 松石(1人)	奈良市議会 大谷(1人)	奈良市議会 佐藤(1人)	合計
研究研修費	177,060	161,640	234,425	87,740	617,690	236,000	67,315	217,020	0	111,080	0	1,909,970
調査旅費	1,013,875	885,020	988,590	0	0	146,900	464,500	205,290	27,925	69,330	0	3,801,430
資料作成費	321,010	788,420	35,175	0	270,900	1,325,166	173,059	0	71,712	8,430	0	2,993,872
資料購入費	2,035,292	1,204,809	457,820	222,290	418,674	41,169	489,350	151,110	84,599	155,560	89,250	5,349,923
広報費	542,857	451,500	1,803,690	868,362	1,060,740	428,947	79,555	61,215	253,162	94,000	927,500	6,571,528
広聴費	0	0	0	0	0	147,580	24,724	0	116,700	0	0	289,004
人件費	494,200	640,650	0	3,000,000	330,000	0	110,000	0	0	0	0	4,574,850
事務所費	1,196,800	1,822,660	1,369,994	610,109	420,925	182,650	869,057	0	220,288	13,378	126,000	6,831,861
その他経費	124,349	0	0	0	100,460	54,087	308,209	125,654	30,714	12,320	0	755,793
合計	5,905,443	5,954,699	4,889,694	4,788,501	3,219,389	2,562,499	2,585,769	760,289	805,100	464,098	1,142,750	33,078,231

【1人当たり支出額】

費目	交友会	政友会	公明党奈良市 議会議員団	日本共産党 奈良市会 議員団	市民民主 フォーラム	政青会	新政会	奈良市議会 岡田	奈良市議会 松石	奈良市議会 大谷	奈良市議会 佐藤	議員1人当たり 平均支出額
研究研修費	22,133	20,205	29,303	14,623	154,423	78,667	22,438	217,020	0	111,080	0	43,408
調査旅費	126,734	110,628	123,574	0	0	48,967	154,833	205,290	27,925	69,330	0	86,396
資料作成費	40,126	98,553	4,397	0	67,725	441,722	57,686	0	71,712	8,430	0	68,043
資料購入費	254,412	150,601	57,228	37,048	104,669	13,723	163,117	151,110	84,599	155,560	89,250	121,589
広報費	67,857	56,438	225,461	144,727	265,185	142,982	26,518	61,215	253,162	94,000	927,500	149,353
広聴費	0	0	0	0	0	49,193	8,241	0	116,700	0	0	6,568
人件費	61,775	80,081	0	500,000	82,500	0	36,667	0	0	0	0	103,974
事務所費	149,600	227,833	171,249	101,685	105,231	60,883	289,686	0	220,288	13,378	126,000	155,270
その他経費	15,544	0	0	0	25,115	18,029	102,736	125,654	30,714	12,320	0	17,177
合計	738,180	744,337	611,212	798,084	804,847	854,166	861,923	760,289	805,100	464,098	1,142,750	751,778

以上